

VIII. ニュージーランド (New Zealand)

＜目次　～ニュージーランド～＞

第1章 金融制度概要.....	2
1. 金融機関の種類	2
(1) 概要	2
(2) 登録銀行	3
(3) 住宅金融組合／信用組合	6
2. 監督官庁と指導体制	7
(1) 規制・監督体制	7
(2) 金融機関の健全性強化の動き	7
3. ニュージーランドの金融制度の特徴.....	9
4. 預金保険制度の枠組み	9
第2章 郵便貯金の概要	11
1. ポストバンク	11
2. キウイ銀行の概要.....	12
(1) 設立目的・沿革概要.....	12
(2) 経営形態.....	13
(3) キウイ銀行の金融サービス提供の形態.....	16
(4) 預金業務概要.....	18
(5) 口座維持手数料等の導入状況	19
(6) リスク性金融商品概要	19
(7) 貸付業務概要.....	20
(8) 金融包摂への取組み.....	20
(9) 送金・決済業務概要（キャッシュレス決済、モバイル決済等）	21
(10) インターネットバンキング	21
(11) 国際業務概要.....	21
(12) 付随業務概要.....	22
(13) 資金運用	22
(14) 窓口取扱時間.....	22
(15) 他行、地域金融機関等との協業ビジネスの展開（他業種との業務提携を含む）	23
(16) 財務諸表	23
第3章 民間リテール金融機関の概要.....	25
主なリテール金融機関の現状.....	25
(1) 総資産、預金残高、融資残高	25
(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状.....	25
(3) 提供商品	27
(4) 子会社、関連会社	29
(5) ESG 投資	30
(6) TCFD 提言への対応	30
第4章 最近の金融動向と今後の展望.....	32

1. 金融ビジネスにおける DX、フィンテック、キャッシュレスの動向.....	32
(1) フィンテックの動向.....	32
(2) キャッシュレス化の状況	35
(3) モバイル決済の動向.....	36
(4) リテール決済に関する法規制の状況	37
(5) 顧客データを活用したビジネス動向	40
(6) リテール金融機関の顧客接点における DX	40
(7) デジタル通貨導入に向けた動き	42
(8) IT 人材の育成・活用状況.....	43
(9) 生成 AI の活用状況	44
2. 郵便局金融を含めた金融包摂	45
(1) 格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策.....	45
(2) 金融包摂政策.....	46
(3) 金融教育とデジタル包摂	47
(4) 金融包摂とソーシャルファイナンス	48
(5) 政策評価と方向性	48
(6) 高齢化と金融包摂	51

＜略語集＞

略語	原語（英語）	日本語訳
CDR	Consumer Data Right	消費者データ権
CoFR	Council of Financial Regulators	金融規制監督当局評議会
DTA	Deposit Takers Act	預金取扱金融機関法
EFTPOS	Electronic funds transfer at point of sale	エフトポス
FMA	Financial Market Authority	金融市場庁
FSP	Financial Service Provider	金融サービス提供者
IRD	Inland Revenue Department	内国歳入庁
MBIE	Ministry of Business, Innovation, and Employment	ビジネス・イノベーション・雇用省
MSD	Ministry of Social Development	社会開発省
NBDTs	Non-Bank Deposit Takers	ノンバンク預金取扱金融機関
NZBA	New Zealand Banking Association	ニュージーランド銀行協会
NZPL	New Zealand Post Limited	ニュージーランド郵便
OBR	Open Bank Resolution	オープンバンク破綻処理
PSD	Prudential Supervision Department	健全性監督局
PNZ	Payments NZ Limited	ペイメンツ NZ
RBNZ	Reserve Bank of New Zealand	ニュージーランド準備銀行

＜参考＞ 1 米ドル=1.75NZ ドル、1NZ ドル=88.14 円（2025/10/31）

第1章 金融制度概要

1. 金融機関の種類

(1) 概要

ニュージーランドの預金取扱金融機関には、**1989年銀行（健全性監督）法（Banking（Prudential Supervision） Act 1989）**第5編第69節¹により登録が義務付けられ、四半期毎の開示が求められている登録銀行（registered Banks）と、個別の法律により設立され、ニュージーランド準備銀行（Reserve Bank of New Zealand, RBNZ）から営業許可を受ける必要のあるノンバンク預金取扱金融機関（Non-Bank Deposit Takers, NBDTs）²がある。

ノンバンク預金取扱金融機関は、**2013年ノンバンク預金取扱金融機関法（Non-bank Deposit Takers Act）**第1編第5節³により、**2013年金融市場行為法（Financial Markets Conduct Act）**第8節に規定される金融市場で流通する債務証券等（debt securities）の国民への提供並びに、資金の貸借業務（business of borrowing and lending money）と金融サービス（financial services）提供業務の両方またはいずれか一方を行うものとして規定されており、登録銀行と同じような金融サービスを提供している。

ノンバンク預金取扱金融機関には、住宅金融組合（building societies）、信用組合（credit unions）及び金融会社（finance companies）⁴等がある。

住宅金融組合は、**1965年住宅金融組合法（Building Societies Act 1965）**第121A節により、信用組合は**1982年友愛組合及び信用組合法（Friendly Societies and Credit Unions Act）**第98節により、金融会社は、有限責任会社（limited liability companies）として会社法（Companies Act）により設立され、金融サービス提供者（financial service providers, FSPs）として、**2008年金融サービス提供者（登録及び紛争解決）法（Financial Service Providers（Registration and Dispute Resolution） Act）**第9節により、ビジネス・イノベーション・雇用省（Ministry of Business, Innovation and Employment, MBIE）が所管する登記所（companies office）に登記をし、RBNZから登録銀行と同様に営業許可（licence）を得る必要がある。**2025年4月29日**時点で営業許可を得ているノンバンク預金取扱金融機関は15機関（住宅金融組合：3、信用組合：4、金融会社等：8）ある⁵。

なお、登録銀行についても、ノンバンク預金取扱金融機関と同様、金融サービス提供者（FSPs）として登記所に登記する必要がある。

¹ <https://www.legislation.govt.nz/act/public/1989/0157/latest/DLM199364.html>

2022年7月1日に、2021年ニュージーランド準備銀行法（2021 No 31）298（2）によって法律名が改正された。

² ノンバンクは、一般的には預金業務を行わない金融機関を意味するが、ニュージーランドのノンバンク預金取扱金融機関は、銀行ではない預金取扱金融機関を意味する。なお、同国では、登録銀行以外は「Bank」「Banking」という名称を使用することができない。

³ <https://www.legislation.govt.nz/act/public/2013/0104/latest/DLM3918989.html>

⁴ ここでの金融会社には、投資信託等の資金運用を行い、或いは、国民から資金を集めず、専ら他の機関等から資金を集め、融通する業務を行う会社は除かれる。

⁵ Reserve Bank of New Zealand

<https://www.rbnz.govt.nz/regulation-and-supervision/non-bank-deposit-takers/register>

図表 1：ニュージーランドにおける預金取扱金融機関の業態分類

業態 (銀行数)	家計預金残高 (シェア)		根拠法	特徴
	(2021 年 6 月末)	(2025 年 6 月末)		
登録銀行 (Registered Banks) (27)	205,814 (98.5%)	263,142 (-)	1989 年銀行(健全性監督)法 (Banking Prudential Supervision) Act 1989	全国営業を行い、顧客層、商品・サービスは多岐に亘る。多くは外国銀行。
キウィ銀行 (Kiwibank)	17,271 (8.3%)	30,336 (-)		政府による 100% 間接保有。
ノンバンク預金取扱金融機関 (NBDTs)	住宅金融組合 (Building Societies) (3)	3,172 (1.5%)	2013 年ノンバンク預金取扱金融機関法 (Non-bank Deposit Takers Act 2013)	組合員によって保有されている組織。会員向けに、預金口座の提供、融資、保険など、登録銀行と同じようなサービスを提供している。
	信用組合 (Credit Unions) (4)			
	金融会社等 (8)			サービス内容は、決済、預金、融資など多岐に亘る。
合計	208,986 (100%)	282,000 (100%)		

(注) 預金額の単位は、百万 NZ ドル

登録銀行の数は 2025 年 3 月 31 日時点、ノンバンク預金取扱金融機関の数は 2025 年 4 月 29 日時点。

NBDTs の家計預金残高に関するデータ開示は 2021 年 6 月までで終了。

(出所) ニュージーランド準備銀行ウェブサイト⁶、キウィ銀行 “Disclosure Statement”⁷ を基に作成

登録銀行 (<https://www.rbnz.govt.nz/regulation-and-supervision/banks/register>)

ノンバンク預金取扱金融機関 (<https://www.rbnz.govt.nz/regulation-and-supervision/non-bank-deposit-takers/register>)

(2) 登録銀行

登録銀行は、全国的に業務・営業を行い、個人・法人の両分野で、銀行、保険、投資サービスを提供する銀行であり、諸外国における商業銀行にほぼ相当する。

登録銀行 27 行のうち、外資系銀行は 22 行を占める (10 行が現法・12 行が支店)。最も新しく登録されたのは、2020 年 5 月に支店の営業が認められた中国工商银行 (Industrial and Commercial Bank of China) である。これによって同行は、ニュージーランド国内で現法・支店の両方を営業する外資系登録銀行のひとつとなった。

ニュージーランド籍の銀行は、ニュージーランド郵便 (New Zealand Post Limited, NZPL) の子会社であった (2022 年 11 月 30 日まで⁸) キウィ銀行 (Kiwibank Limited)、TSB 銀行 (TSB Bank Limited)⁹、サウスランド住宅金融組合 (Southland Building Society、

⁶ 登録銀行の家計預金データは、ニュージーランド準備銀行の統計の「S40 Banks: Liabilities – Deposits by sector」<https://www.rbnz.govt.nz/statistics>、ノンバンク預金取扱金融機関の家計貯金データはニュージーランド準備銀行「C22 Household balance sheet (\$m)」<https://www.rbnz.govt.nz/statistics/series/households/household-balance-sheet>

⁷ キウィ銀行の家計預金データは Disclosure Statement June 2023 の“21. Concentration of funding”
<https://www.kiwibank.co.nz/about-us/investor-centre/reports-and-presentations/>

⁸ “Registered Bank Disclosure Statement For the year ended 30 June 2023”, p 70
https://media.kiwibank.co.nz/media/documents/General_Disclosure_Statement_Jun23.pdf

⁹ タラナキ地方ニュープリマスで設立されたため、現在もタラナキ地方に重点を置く。

通称 SBS Bank)¹⁰、ハートランド銀行 (Heartland Bank Limited)¹¹、コーポラティブ銀行 (The Co-operative Bank Limited) である。

外国銀行の支店を除く登録銀行の総資産ランキングを見ると、ANZ 銀行 (ANZ Bank New Zealand Limited) がトップであり、ニュージーランド銀行 (Bank of New Zealand)、ASB 銀行 (ASB Bank Limited)、ウェストパック銀行 (Westpac New Zealand Limited) と続き、上位 4 銀行 (グループ) がオーストラリア資本で、9 割弱を占める。次いで、キウイ銀行、ラボバンク (Rabobank New Zealand Limited) となり、キウイ銀行はニュージーランドの地場銀行では最大である (2025 年 6 月末)。

¹⁰ 1869 年に住宅金融組合として設立、2008 年 10 月に登録銀行となった。

¹¹ 2011 年 1 月に CBS カンタベリー住宅金融組合 (CBS Canterbury)、サザンクロス住宅金融組合 (Southern Cross Building Society)、MARAC 金融 (MARAC Finance Limited) の 3 機関が統合し、同年 8 月にその統合したグループが PGG ライトソン金融 (PGG Wrightson Finance) を買収、4 金融機関を統合し、2012 年 12 月にハートランド銀行としてニュージーランド準備銀行に登録した。(参照：ハートランド銀行ウェブサイト”Our History”, <https://www.heartland.co.nz/about-us/history-of-heartland-bank>)

図表 2 : 登録銀行リストと総資産ランキング (2023 年 3 月末時点)

Name of registered bank	Registration date	Asset Size ↑	Organisation	Total assets (NZDm)
ANZ Banking Group (New Zealand) Limited	1 April 1987	1st	ANZ	200,892.6
ANZ National Bank Limited	Amended 28 June 2004	2nd	BNZ	133,148.2
ANZ Bank New Zealand Ltd	Amended 29 October 2012	3rd	ASB	132,375.2
ASB Bank Limited	11 May 1989	4th	Westpac	125,125.5
Australia and New Zealand Banking Group Limited (B)	5 January 2009	5th	Kiwibank	39,666.4
Baroda (New Zealand) Limited	1 September 2009	6th	Rabobank	16,243.3
Bank of Baroda (New Zealand) Limited	Amended 1 September 2009	7th	TSB	9,635.5
Bank of China Limited (B)	29 March 2018	8th	SBS	6,694.7
Bank of China (New Zealand) Limited	21 November 2014	9th	Heartland	5,907.1
BOI (New Zealand) Limited	31 March 2011	10th	BOC	4,036.6
Bank of India (New Zealand) Limited	Amended 31 March 2011	11th	Co-op	3,625.7
Bank of New Zealand	1 April 1987	12th	CCB	2,717.5
China Construction Bank Corporation (B)	21 December 2017	13th	ICBC	2,579.3
China Construction Bank (New Zealand) Limited	15 July 2014	14th	BOI	179.8
Citibank N A (B)	22 July 1987	15th	BOB	117.6
Commonwealth Bank of Australia (B)	23 June 2000			
Heartland Building Society	17 December 2012			
Heartland Bank Limited	Amended 31 January 2013			
Industrial and Commercial Bank of China (New Zealand) Limited	19 November 2013			
Industrial and Commercial Bank of China Limited (B)	18 May 2020			
JPMorgan Chase Bank NA (B)	1 October 2007			
Kiwibank Limited	29 November 2001			
Kookmin Bank (B)	14 July 1997			
The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd.	1 March 2004			
The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd	Amended 4 January 2006			
MUFG Bank, Ltd (B)	Amended 1 April 2018			
Coöperatieve Rabobank U.A. trading as Rabobank Nederland (B)	1 April 1996			
	Amended 12 January 2016			
Rabo Wrightson Finance Limited	7 July 1999			
Rabobank New Zealand Limited	Amended 15 September 1999			
Southland Building Society	7 October 2008			
PSIS Limited	26 October 2011			
The Co-operative Bank Limited	Amended 26 October 2011			
The Hongkong and Shanghai Banking Corporation	22 July 1987			
The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited (B)	Amended 16 January 2001			
Taranaki Savings Bank Limited	8 June 1989			
TSB Bank Limited	Amended 29 November 1989			
Westpac Banking Corporation (B)	1 April 1987			
Westpac New Zealand Limited	31 October 2006			

(注) 総資産合計に外国銀行の支店は含まない。(出所) ニュージーランド準備銀行
登録銀行 (<https://www.rbnz.govt.nz/regulation-and-supervision/banks/register>)
総資産 (<https://bankdashboard.rbnz.govt.nz/balance-sheet>)

(3) 住宅金融組合／信用組合

株主のために利益を上げるのではなく、利益を優遇利率や顧客へのサービス改善を通じて地域に還元する協同組合的な金融機関には、住宅金融組合（**building societies**）と信用組合（**credit unions**）がある。

住宅金融組合は、1965 年住宅金融組合法（**Building Societies Act 1965**）により規制されている。同組織の目的は、会員が住宅を購入するための資金を提供することであり、最低 20 人の会員で住宅金融組合登記所（**Registrar of Building Societies**）に登録することにより、組合を設立することができる。住宅金融組合には、会員規則により定められた期日、或いは特定の条件が満たされた場合に終了する定期組合（**terminating society**）とそれ以外の永続組合（**permanent society**）がある。

信用組合は、1982 年友愛組合及び信用組合法（**Friendly Societies and Credit Unions Act 1982**）により規制されており、組織の共通のつながり、或いは会員規則の範囲において活動を行い、地域や職業をベースに組合を組成している。融資の対象は日常生活に必要なものであり、利子も低く抑えられている。

2. 監督官庁と指導体制

(1) 規制・監督体制

ニュージーランドの金融市場は、ニュージーランド準備銀行（RBNZ）と金融市場庁（Financial Market Authority, FMA）の2機関によって規制されている。

RBNZ は、**1989 年銀行（健全性監督）法（Banking（Prudential Supervision） Act 1989）**に基づき登録銀行及びノンバンク預金取扱金融機関の健全性規制を行っている。RBNZ によると、主な任務はニュージーランド金融が円滑に機能するための環境整備に重点を置いている。登録銀行については、RBNZ の健全性監督局（Prudential Supervision Department, PSD）が、開示情報等を分析し、資本のリスク状況やガバナンス、格付けなどの各項目について条件を満たしているかどうかをチェックする。また、ノンバンク預金取扱金融機関（NBDTs）については、**2013 年ノンバンク預金取扱金融機関法**により、**2014 年 5 月 1 日**より RBNZ が規制機関となり、健全性規制の遵守については、受託機関（trustee companies）が監督責任を負っている。

金融市場庁は、**2011 年金融市場監督法（the Financial Market Authority Act 2011）**に基づき、証券取引や情報開示等を規制している¹²。

預金保険制度導入に絡んで、従来の登録銀行と NBDTs の2つの監督制度を統合し、預金取扱金融機関法（Deposit Takers Act, DTA）を導入することが**2018 年**に開始された準備銀行法改正にあわせて審議された¹³。同法の具体的な審議は**2020 年**に行われた¹⁴。**2021 年 4 月 21 日**には、RBNZ と財務省により準備銀行法改正審議の取りまとめが発表され、登録銀行と NBDTs の一元的な監督体制の導入と預金者一人当たり一機関について**10 万 NZ ドル**を上限とする預金保険制度の導入を、DTA に盛り込むことが発表された¹⁵。ニュージーランド政府は、預金取扱機関が同じ制度下で監督されている英国やオーストラリアを参考に、同じ事業を行う企業が異なる監督体制に置かれることで生じる複雑性や非効率性、監督対象を適切に特定できない問題に対処することを目指している。改正準備銀行法は、**2021 年準備銀行法**として**2022 年 7 月**に発効し¹⁶、DTA は**2023 年預金取扱金融機関法**として**2023 年 7 月**に発効した¹⁷。

(2) 金融機関の健全性強化の動き

ニュージーランドでは、**2007 年 11 月**にニュージーランド準備銀行（RBNZ）内に健全性監督局（PSD）が設置されるなど、金融機関の健全性監督が強化されてきたものの、リーマン・ショック（**2008 年 9 月**）を契機とする世界的な金融危機により市場の流動性が枯渇したことや、複数の資産運用会社が破綻したこと等を受け、金融規制改革は加速している。

とりわけ、登録銀行に比べて規制が緩やかだったノンバンク預金取扱金融機関（NBDTs）について、監督が強化されている。**2008 年 9 月**に**1989 年**ニュージーランド準備銀行法（Reserve Bank of New Zealand Act 1989）が改正され、格付けの取得や、**2 名以上**の社外取締役の設置、リスク管理計画の策定、流動性確保等が求められるようになった。更に、**2011 年 8 月**以降、ノンバンク預金取扱金融機関の免許制化が議論され始め¹⁸、**2013 年 12 月**に新たにノンバンク預金取扱金融機関法（Non-bank Deposit

¹² 金融市場庁 <https://www.fma.govt.nz/about-us/>

¹³ <https://www.treasury.govt.nz/news-and-events/reviews-consultation/reviewing-reserve-bank-act/proactive-releases>

¹⁴ <https://www.treasury.govt.nz/news-and-events/reviews-consultation/reviewing-reserve-bank-act/proactive-releases>

¹⁵ <https://www.treasury.govt.nz/publications/media-statement/new-deposit-takers-act-step-closer>

¹⁶ <https://www.treasury.govt.nz/news-and-events/reviews-consultation/reviewing-reserve-bank-act>

¹⁷ <https://www.rbnz.govt.nz/regulation-and-supervision/depositor-compensation-scheme/deposit-takers-act>

¹⁸ "Will financial sector reforms deliver better governance?" New Zealand Management, March 1st 2013.

Takers Act 2013) が制定された¹⁹。同法は「(a) 健全で効率的な金融システムの維持を促進し、(b) ノンバンク預金取扱金融機関の破綻による金融システムへの重大な悪影響を回避すること」を目的とし²⁰、ノンバンク預金取扱金融機関の RBNZ への登録を義務付けている。これにより、ニュージーランドで預金を取り扱う事業者は全て RBNZ への登録が必要となった。登録準備期間として、2014 年 5 月の法律施行から 1 年の猶予が設けられた。ノンバンク預金取扱金融機関として免許を獲得しているのは 15 機関である²¹。このうち小規模や特定の組合である 3 機関では、2016 年預金受取人免除通知により、格付けを取得していない。

なお、隣国のオーストラリアにおいては、2017 年 12 月に銀行業界を調査する目的で設置された王立委員会 (Royal Commission) 等が、同国の主要銀行の不正行為 (死亡した顧客からの手数料徴収、誤った住宅ローン利率の適用、満期後の定期預金に対する低い利率の不正な適用) を明らかにし始めた。これを受けて、オーストラリア資本の銀行の存在感が大きいニュージーランドでも、2018 年 5 月に金融市場庁 (FMA) の CEO と RBNZ の総裁が、国内の主要銀行に対し、不正防止対策の実施状況等について報告するよう求める公開書簡を送った²²。この書簡には、FMA や RBNZ が必要に応じて実地監査を行う旨も明記された。

2018 年 11 月には FMA と RBNZ による国内銀行の調査報告、2019 年 1 月には同様に生命保険会社の調査報告が相次いで公表された。

国内銀行に対する調査では、キウイ銀行を含めた 9 行に対してインセンティブ構造調査を実施し、現在の銀行営業は営業成績に重点を置いているため、不適切な営業慣行が発生するリスクが高い一方で、銀行が適切にそのリスクに対処できていないと指摘した²³。

また、キウイ銀行を含めた 11 行に対して行動と文化 (Bank Conduct and Culture) 調査を実施し、深刻なガバナンスと運営上のリスクが存在していると指摘している²⁴。

さらに、銀行の顧客 2,005 人に対して消費者調査 (オンラインアンケート) を実施した。その結果、24%の利用者が必要としていない金融商品を勧められた経験があり、15%の利用者が必要としていない金融商品を購入するようプレッシャーをかけられた経験があることが判明した²⁵。

¹⁹ 2014 年 5 月施行。

²⁰ 2013 年ノンバンク預金取扱金融機関法。

²¹ ニュージーランド準備銀行、<http://www.rbnz.govt.nz/regulation-and-supervision/non-bank-deposit-takers/register>

²² ニュージーランド金融市場庁 (FMA) , <https://fma.govt.nz/news-and-resources/media-releases/letter-sent-by-the-fma-reserve-bank-of-new-zealand/>

²³ FMA, <https://www.fma.govt.nz/news-and-resources/reports-and-papers/bank-incentive-structures/>

²⁴ FMA, <https://www.fma.govt.nz/news-and-resources/media-releases/fma-and-rbnz-report-on-bank-conduct-and-culture/>

²⁵ FMA, <https://www.fma.govt.nz/news-and-resources/reports-and-papers/bank-conduct-and-culture-consumer-survey/>

3. ニュージーランドの金融制度の特徴

外資系の銀行が登録銀行の上位を占めるなど、外国資本と競争の導入が進んでいる。また、欧州に比べると、組合組織を基盤とした金融機関は規模が小さい。

ニュージーランドには、公的な開発金融機関はない。長期の産業資金は債券発行による調達や、銀行からの長期の融資により調達している。

キウィ銀行は、ニュージーランド郵便（NZPL）が 2001 年に設立した銀行で、従来のポストバンク（Post Office Bank Limited）とは別の銀行で、他の商業銀行と競争関係にある。2022 年 11 月に NZPL は、キウィ銀行持株会社の持ち分を政府に売却した²⁶。

4. 預金保険制度の枠組み

リーマン・ブラザーズの破綻に端を発した一連の世界金融危機の影響を受け、財務省は 2008 年 10 月 12 日に個人預金を全額保護する措置として、預金保険制度（Retail Deposit Guarantee Scheme）を 2 年間の期限付きで設けた²⁷。その後、同制度は延長され²⁸、2011 年 12 月末に終了した²⁹。その後は預金保険制度は存在しなかったが、2023 年 7 月に預金保険制度（Depositor Compensation Scheme, DCS）の導入を盛り込んだ 2023 年預金取扱金融機関法（Deposit Takers Act, DTA 2023）が発効し、2025 年 7 月 1 日より運用が開始された³⁰。

ニュージーランド準備銀行（RBNZ）によれば、預金保険制度創設後の 2 年間は、全銀行が同制度に加盟し、保証金額の上限もなかった。延長後の 1 年強の期間は、銀行の同制度への加入を任意とし、保証金額上限を 25 万 NZ ドルに引き下げた。しかしながら、大手銀行は保険制度の必要性を感じなかったことから、殆ど延長しなかった。RBNZ は、預金保険制度を計 3 年強の時限措置とした理由として、制度運営に要する政府のコスト負担を挙げている。また制度を享受する銀行側にとっても、預金保険制度を延長することにより、評価（レピュテーション）が下がるというデメリットを感じたのではとの推察があった。また、当時の財務大臣ビル・イングリッシュ氏は、2011 年末以降に制度を延長しない理由として、預金保険は価格設定が難しく、金融機関と預金者が適切にリスクを監視し管理するインセンティブを鈍らせてしまうからとしていた³¹。

預金保険制度導入には否定的な姿勢を維持しつつ、金融危機による混乱を最小限に抑え金融システムへの信頼を維持することを目的として、RBNZ と財務省は 2013 年に Open Bank Resolution（OBR）を発表した³²。OBR は、銀行が破綻した後に買収や清算手続きを踏む間預金が長期間凍結されることを回避し、破綻銀行が法定管理下に置かれた翌営業日に営業を再開し（open bank）、預金者が自分の資金にアクセスできる

²⁶ キウィ銀行、<https://www.kiwibank.co.nz/about-us/who-we-are/meet-the-family/>

²⁷ "New Zealand introduces deposit guarantee scheme" Global Banking News, Oct 14, 2008.

²⁸ ニュージーランド政府

<http://www.beehive.govt.nz/release/government-extend-retail-deposit-guarantee>

²⁹ ニュージーランド財務省

<https://www.treasury.govt.nz/publications/information-release/retail-deposit-guarantee-scheme>

³⁰ <https://www.rbnz.govt.nz/regulation-and-supervision/deposit-takers-act/overview-dta#:~:text=The%20Act%20introduces%20a%20new,%24100%2C000%20per%20depositor%2C%20per%20institution.>

³¹ ニュージーランド政府、<https://www.beehive.govt.nz/release/maintaining-confidence-financial-system>

³² <https://www.rbnz.govt.nz/regulation-and-supervision/oversight-of-banks/standards-and-requirements-for-banks/open-bank-resolution>

ようにするものである。破綻処理に関わる費用は公的資金投入ではなく、第 1 に銀行の株主、次いで債権者と利用者の預金で負担するため、銀行経営者がより健全な経営をし、債権者が銀行経営を監視するインセンティブが高まる利点があるとされている。OBR スキームには、個人預金額 10 億 NZ ドル超の銀行が参加しなければならない。また、預金保険制度とは異なり、OBR では預金は保証されない。

預金保険制度は財務省管轄の制度であったが、RBNZ によれば、預金保険制度の再開予定はないとされていた。また、預金保険制度を設けない理由のひとつとして元来ニュージーランド国民の預金率が低いことを挙げ、制度構築の必要性も他国に比して高くないと説明していた。

しかし、2019 年 6 月に内閣はニュージーランド準備銀行法の一連の改正の中で預金保険制度の導入を原則として決定した。預金取扱機関からの保険金に加え政府保証で運営され、保護額の上限は金融機関ごとに預金者当たり 5 万 NZ ドルとされていた³³。その後、詳細な制度設計が 2020 年のニュージーランド準備銀行法改正フェーズ 2 の審議において行われ³⁴、主な利害関係者から、付保商品、財源、保護上限額、預金者に優先権（**depositor preference**）を与えるかといった点で政府はさらなる議論が必要である等のフィードバックが寄せられた。2021 年 4 月に、預金者一人当たり一機関について 10 万 NZ ドルを上限とする預金保険制度の導入が発表され、**2025 年 7 月 1 日より始動された**³⁵。

制度の導入は、2017 年 10 月の政権交代で財務大臣に就任した労働党ロバートソン氏の選挙公約であった準備銀行法の改正の一部であり、ニュージーランドに対して預金保険制度の検討を促した OECD³⁶と IMF³⁷の報告書に従ったものである。OECD の報告書は、預金保険制度で懸念されるモラルハザードについて、個人預金者は銀行の破綻リスクを正しく評価できる状況にはないためモラルハザードを大幅に増加させることはない、と指摘している。IMF は 2016 年に行われた金融分野評価プログラムの報告書中で、OBR を正しい施策と評価しながらも、金融セーフティネットの信頼性を高め強化するためには預金保険制度が最も適していると指摘していた。

³³ <https://www.rbnz.govt.nz/news/2019/06/safer-banks-and-strengthened-bank-accountability>

³⁴ ニュージーランド財務省

<https://www.treasury.govt.nz/news-and-events/reviews-consultation/reviewing-reserve-bank-act>

³⁵ <https://www.rbnz.govt.nz/hub/news/2023/06/deposit-takers-legislation-modernises-and-strengthens-financial-stability-framework>

³⁶ OECD, “OECD Economic Surveys New Zealand 2019” p6

https://www.oecd-ilibrary.org/economics/oecd-economic-surveys-new-zealand-2019_b0b94dbd-en

³⁷ IMF, “New Zealand: Financial Sector Assessment Program” p7

<https://www.fma.govt.nz/assets/Reports/IMF-2016-review-of-NZ.pdf>

第2章 郵便貯金の概要

1. ポストバンク

1987年4月にニュージーランド郵政は、行財政改革によって国有企業3社、即ち郵便会社であるニュージーランド郵便（NZPL）、電信会社であるニュージーランドテレコム（Telecom Corporation of New Zealand Limited）、郵便銀行であるポストバンク（Post Office Bank Limited）に分離されたが、ポストバンクは、1989年にANZ銀行（ANZ Bank New Zealand Ltd³⁸）に売却された。大幅な赤字を計上していたことがポストバンク売却の理由として挙げられている。その後、1994年にANZ銀行は郵便局での営業から撤退した。キウイ銀行は2001年にニュージーランド郵便の100%子会社として設立され、2002年から郵便局でサービスを提供しているが、ANZ銀行が買収したポストバンクを復活させたわけではなく、新たに設立された銀行である。キウイ銀行は預金と融資では他の商業銀行と競争するものの、高度な融資や国際的なファイナンスには関わっていない。

また、郵便局では、キウイ銀行の他に韓国資本の国民銀行（Kookmin Bank）と提携し、預金や現金引き出しのサービスを提供していたが、ニュージーランド郵便は2020年1月31日をもって国民銀行利用者からの現金・小切手預金サービスを停止した³⁹。

なお、ANZ銀行のポストバンク買収当時の状況を知る同行担当者によれば、ポストバンクの買収の背景として、当時、ポストバンクの経営状況が芳しくなかったこともあり、商業銀行として成功していたANZ銀行に対し、ニュージーランド政府よりポストバンクの買収について働きかけがあり、他方、リテールバンキングの強化が課題であったANZ銀行にとってもポストバンクの買収はメリットがあると判断し、買収を決定したとのことである。

更に、1989年の買収後、1994年に郵便局窓口での業務から撤退した理由として、一つ目に、買収後の経営状況が赤字には陥らなかったものの、想定していたよりも収益が得られなかったということ、二つ目に、経営方針も顧客層も異なるポストバンクとANZ銀行の二つの文化が融合し切れなかったことを挙げている。ビジネス性を追求するANZ銀行と、政府所有で公共性・社会性を重んじるポストバンクでは、顧客対応の方法も異なり、結局は顧客離れを招いたと指摘された。顧客離れを起こした他の要因として、コスト削減のため支店を閉鎖したことを挙げ、ANZ銀行ではオンライン化を進めたが顧客はそれを望んでおらず、顧客の満足度を低下させたと振り返っている。

³⁸ ANZ銀行のニュージーランド法人であるANZ National Bank Limitedは、2012年にANZ Bank New Zealand Limitedに商号変更。

³⁹ 国民銀行 ”NZ Post (New Zealand Post) cash & cheque deposit service termination notice” 2019.12.31
<https://global.kbstar.com/quics?page=Co28297&cc=bo47248:bo47248>

2. キウィ銀行の概要

(1) 設立目的・沿革概要⁴⁰

唯一国有株式会社として残ったニュージーランド郵便は店舗網の合理化を図り、直営店を閉鎖する代わりに個人商店と委託代理店契約を結んだ。ポストバンクの窓口業務を含めたフル営業店は5年で5分の1程度にまで激減した。

一方、ポストバンク⁴¹を1989年に6億7,850万NZドルで買収・子会社化したANZ銀行は、ポストバンクを吸収合併したものの、1994年に郵便局窓口におけるサービス提供をやめている。また、大手外資銀行が不採算支店を大量閉鎖したため、ニュージーランドの農村地域、小規模町村において金融サービスの空白地帯が広がった。ニュージーランド資本の小規模な地域金融機関が残っていたが、マーケットに対する影響力は殆どなく、都市部を中心として大手外資銀行を中心とした寡占市場が形成された。その結果、価格競争は実質的に失われ、オーストラリアのインフレ率に合わせた名目貸出金利や手数料の機械的な引上げ、預金金利の抑制、低所得者に不利な口座維持手数料の導入、利用するまで金額が分からないATM手数料等について、消費者の不満が高まった。つまり、i) ポストバンクのANZ銀行への売却後、収益性の低い小規模コミュニティにおける店舗閉鎖が急速に進んだこと、ii) 国有資産の民間への売却は必ずしも競争を促進するのではなくむしろ寡占状態を助長し、寡占料金体系によって低所得者層の生活に打撃を与えたことが明らかとなったこと、iii) その一方で、大手外資銀行が年間10億NZドルの収益を海外に持ち出していることが国会でも明らかとなり⁴²、政党や国民の民営化に対する見方が変化し始めた。

これらの事態を受け1999年選挙で政権奪回を狙っていた労働党は「政府による商業銀行活動への再参入」を党是として掲げた。同じ頃、郵便独占撤廃（1998年）・電子メール普及といった経営危機に直面していたニュージーランド郵便は、既存ネットワークを利用した金融業への再進出によって収益源確保を目指していた。労働党とニュージーランド郵便の思惑が一致し、政権交代後、キウィ銀行の設立が、2001年3月19日賛成多数⁴³によって国会承認され、2002年3月に211の郵便局で業務を開始した。この時点でニュージーランドの銀行で最大の支店網を持つ銀行となった。

2002年以降、キウィ銀行は拡大を続け、2003年には取扱郵便局を285にまで増やし、利用者も14万7千人となった。更に2004年には郵便局数が301、利用者は25万人超となった。2005年には、中小企業向け貸出を開始し、2006年には、ニュージーランド住宅ローン会社（New Zealand Home Loans Ltd、現在のニュージーランドホームローン（The New Zealand Home Loan Company Limited）の株式を51%取得した他、モバイル・バンキングを開始している。2009年には、キウィ銀行、キウィ保険会社

⁴⁰ 以下、家森・西垣（2009）参照。

⁴¹ 預金で集めた資金は、政府に貸し付けて運用していた。

（参考 Te Ara - the Encyclopedia of New Zealand, <http://www.teara.govt.nz/en/1966/post-office/page-7>）

⁴² 2000年頃、ニュージーランドにおける実質成長率は平均して年率1%程度であったが、同国銀行の収益率（ROE）は平均26%であり、かつて二つの国有銀行を買収したANZ銀行に至っては32%の年間収益率を誇っていた。海外に流出する銀行収益は少なく見積もって年間10億NZドル、多く見積もれば12億NZドルとも言われた。

⁴³ New Zealand Herald 紙が行った調査（2000年6月19日公表）では、全国民の30%がキウィ銀行に預金をしたいと回答した。最大の理由は、ニュージーランド人が所有し、ニュージーランドに利益還元してくれる銀行を望んでいるから、というものであった。その他の支持理由としては、より低い料金への願望、より質のよい個人向けサービスへの願望、銀行業における競争の復活、大量の店舗閉鎖のために多くの小規模市町村が銀行サービスを受けられなくなったこと、安全な貯蓄・送金手段を失ってしまっていることが挙げられた。また、2001年2月に公表されたオークランド大学マーケティング学部調査によれば、50%以上のニュージーランド国民がキウィ銀行を支持していた（家森・西垣（2009））。

(Kiwi Insurance Limited) 44、ニュージーランドホームローン⁴⁵を傘下に有するキウィ・グループ・ホールディングス (Kiwi Group Holdings Limited, KGHL) が設立された。2016 年には、ニュージーランド郵便が保有する KGHL 株式の一部が、ニュージーランド・スーパーアニュエーション・ファンドと事故補償会社 (Accident Compensation Corporation) に売却された。2022 年 11 月には、新たに政府 100%出資のキウィ・グループ・キャピタル (Kiwi Group Capital limited, KGCL) が設立され⁴⁶、ニュージーランド郵便等の所有する KGHL の株式をすべて取得⁴⁷。2023 年 3 月には KGCL が KGHL を吸収・合併した⁴⁸。

キウィ銀行の店舗は、キウィ銀行の店舗数は、2004 年に 301 店にまで増加し、その後も 300 店以上で推移したが、2010 年代から減少に転じ、その一方で、キャッシュサービス等を提供する提携小売店 (Local for Kiwibank) を増やすことでネットワークを維持するようになった。2025 年 8 月 28 日時点のネットワークは、支店が 55 店、提携小売店が 81 店となっている⁴⁹。

キウィ銀行は、すでにニュージーランド郵便との資本関係を解消しているが、郵便局ネットワークの活用も残っており、現時点では政府 100%所有の金融機関である。

(2) 経営形態

① 根拠法規・出資構造・グループ企業等

キウィ銀行は 2001 年 5 月 4 日に、政府が 100%株式を保有するニュージーランド郵便の 100%子会社ニュージーランド・ポスト金融サービス会社 (New Zealand Post Financial Service Ltd, NZPFS) として 1993 年会社法 (Companies Act 1993) に基づき設立された。更に、2001 年 11 月に銀行名を NZPFS からキウィ銀行に変更、1989 年ニュージーランド準備銀行法のもとで登録銀行として登録され、ニュージーランド準備銀行 (RBNZ) による監督を受けるようになった。

キウィ銀行は、ニュージーランド郵便が新規に設立し、設立と同時に子会社化、民間金融機関と競争すべく、民間金融機関と同等の競争条件下の銀行である。郵便局のネットワークを通じて営業をするが、開業から 3 年経った段階で赤字経営に陥らないことが公約とされ、更に一定以上の純収益が上げられなければ撤退 (民間への売却) も計画に含まれていた⁵⁰。

2016 年 10 月 31 日に、ニュージーランド郵便が保有するキウィ・グループ・ホールディングス (KGHL) 株式の一部がニュージーランド・スーパーアニュエーション・ファンドと事故補償会社 (Accident Compensation Corporation) に売却された。これにより、キウィ銀行の理事会メンバー 9 名のうち 3 名は、ニュージーランド郵便とニュージーランド・スーパーアニュエーション・ファンド、事故補償会社により 1 名ずつ

⁴⁴ 2021 年には地場保険会社 nib への売却を発表している (2022 年 4 月に売却が完了)。

<https://www.kiwibank.co.nz/about-us/who-we-are/our-history/>

⁴⁵ 2012 年 7 月までにキウィ・グループ・ホールディングスが 100%の株式を取得している。

<https://www.kiwibank.co.nz/about-us/who-we-are/meet-the-family/>

⁴⁶ <https://www.kiwibank.co.nz/about-us/who-we-are/meet-the-family/>

⁴⁷ <https://www.kiwibank.co.nz/about-us/who-we-are/our-history/> なお、KGHL は Kiwi Wealth Management Ltd. の Fisher Funds Management Ltd. への売却も発表した。

⁴⁸ “Registered Bank Disclosure Statement For the year ended 30 June 2023”, p 70

https://media.kiwibank.co.nz/media/documents/General_Disclosure_Statement_Jun23.pdf

⁴⁹ <https://www.kiwibank.co.nz/locations/>

⁵⁰ 家森・西垣 (2009)

指名されることとなった。

2017年3月30日にキウィ・キャピタル・ファンディング（Kiwi Capital Funding Limited, KCFL）はキウィ銀行グループ（Banking Group）から連結対象外となった。そのため、2017年3月31日時点でキウィ銀行グループはキウィ・キャピタル・ファンディングの資産と負債を計上していない⁵¹。

なお、支店職員の雇用については、2017年度に Kiwi Financial Services Retail Limited（KFSRL）がキウィ・グループ・ホールディングスの子会社として設立され、支店職員の人件費をキウィ銀行とニュージーランド郵便が負担していた⁵²。

2022年11月には、持株会社 KGHL のニュージーランド郵便等の持ち分は政府に売却され、新設の100%政府出資持株会社キウィ・グループ・キャピタル（KGCL）の傘下企業となっている。

図表 3：キウィ・グループ・キャピタル（KGCL）組織図



（出所） キウィ銀行 HP

<https://www.kiwibank.co.nz/about-us/who-we-are/meet-the-family/>

② ニュージーランド郵便

郵便局は、郵便サービス及び代理店業務を提供する PostShop と窓口で郵便サービスを提供する PostCenter の合計で 774 局となっている（2025年6月）。その内訳は、前者が 229 局、後者が 545 局である⁵³。

郵便事業のユニバーサルサービスについては、政府との間で結ばれた協定に規定されている。1998年2月に締結された協定⁵⁴では、240以上の Postal outlets（現 PostShops）

⁵¹ Kiwibank “Disclosure Statement for the year ended 31 March 2017”、9・12 ページ

<https://www.kiwibank.co.nz/documents/general-disclosure-statement-mar17/>

⁵² ニュージーランド郵便、「Registered Bank Disclosure Statement For the year ended 30 June 2017」53 ページ

⁵³ ニュージーランド郵便アニュアルレポート 2024 p103

⁵⁴ ニュージーランド郵便「1998 Deed of Understanding」,
<https://www.nzpost.co.nz/sites/nz/files/uploads/shared/deedofunderstanding.pdf>

と、これを含む 880 以上の PostCentres を維持することになっていたが、ニュージーランド郵便は、2013 年 10 月 23 日にこの協定を更新し、郵便と携帯電話や税金、保険等の請求書支払いに関するパーソナルアシスタントを提供する 240 以上の拠点 (Personal Assistance Service Points) を含む、880 以上のサービス拠点 (Service Points) を維持することとなった⁵⁵。

図表 4：全郵便局数、サービス拠点数及びキウイ銀行支店数

	1998 年協定の規定対象			2013 年協定の規定対象		Kiwibank branches
	PostShops	PostCentres	合計	Service Points		
				Personal Assistance Service Points		
達成基準	240	—	880	240	880	—
2001 年 6 月	314	705	1019	—	—	—
2002 年 6 月	313	699	1012	—	—	211
2003 年 6 月	315	697	1012	—	—	285
2004 年 6 月	323	698	1021	—	—	301
2005 年 6 月	323	672	995	—	—	307
2006 年 6 月	325	667	992	—	—	310
2007 年 6 月	324	662	986	—	—	324
2008 年 6 月	325	656	981	—	—	325
2009 年 6 月	326	627	953	—	—	
2010 年 6 月	307	626	933	—	—	304
2011 年 6 月	287	609	896	—	—	287
2012 年 6 月	280	614	894	—	—	
2013 年 6 月	277	609	886	—	—	277
2014 年 6 月	276	608	884	829	884	270 超
2015 年 6 月	274	606	880	819	880	
2016 年 6 月	274	608	882	511	987	
2017 年 6 月	270	611	881	514	982	
2018 年 6 月	257	622	879	508	985	
2019 年 6 月	245	623	868	511	978	
2020 年 6 月	245	604	849	506	944	
2021 年 6 月	240	601	841	510	897	
2022 年 6 月	242	585	827	504	893	
2023 年 6 月	238	582	820	504	898	
2024 年 6 月	229	545	774	480	906	

(注 1) PostShop は郵便サービスと代理店業務を提供する。(注 2) Postcentre は窓口での郵便サービスを提供する。

(注 3) Personal Assistance Service Point は有人の郵便サービス (国際・国内小包) と請求書払いを取扱う。

(注 4) Service Point は基本的郵便サービスを提供する。小包、速達、宅配は取扱わない。キオスク端末等無人設備を含む。

(注 5) キウイ銀行支店は、PostShop と同店舗。数値が空欄の年度は支店数が公表されていない。

(出所) ニュージーランド郵便「アニュアルレポート」を基に作成。 <https://www.nzpost.co.nz/about-us/investor-centre>

⁵⁵ ニュージーランド郵便「Deed of Amendment and Restatement」12 December 2013
<https://www.nzpost.co.nz/sites/default/files/uploads/shared/2013-deed-of-amendment-restatement.pdf>

当初、2018 年 10 月末までと設定されていた 2013 年協定の期限は後に 2021 年 2 月末まで延長され、さらに 2024 年 6 月末まで延長された⁵⁶。この協定では、サービス拠点ネットワークが郵便局だけでなく他事業者店舗やセルフサービスのキオスク端末によって構成されることが明記されていた。そのため直営型の **PostShop** が縮小され、代替としてドラッグストア、コンビニ、書店などが代行する **Agency Model**（代理店モデル）に移行したことにより、土日や祝日でも郵便サービスが利用可能な店舗が増加した。

ニュージーランド郵便の付随業務としては、公共料金支払い、身分証明書の発行、選挙投票登録、海外旅行保険、自動車の名義変更、パスポート写真撮影など多様なサービスを代行している。このように、郵便局では日常生活に必要な様々な手続きが行えるようになっている。

PostShop では電気・通信費の納付、金融・保険の返済、車両登録、中央政府・地方政府への税金、罰金などの納付を受託している⁵⁷。

郵便局の窓口時間は、平日午前 8:30～午後 5:00、土曜日は午前中営業しているところが多い。ショッピングセンターに設置されている店舗では、土日も営業しているところもある。コールセンターの営業時間は、平日（月～金曜日、祝日を除く）午前 8:00～午後 6:00⁵⁸となっている。

なお、ニュージーランド郵便はキウィ銀行の債務を保証していた。保証の対象は、特に文書により明示される場合を除くあらゆる債務とされ、キウィ銀行が顧客から集めた預金に関する支払債務も含まれており保証金額の上限は設定されていなかった。キウィ銀行の預金に関する顧客との契約条件（Terms and Conditions）にはこの保証についても明記されていた⁵⁹。しかし、ニュージーランド郵便は、ニュージーランド・スーパーアニュエーション・ファンド（New Zealand Superannuation Fund）と事故補償会社（Accident Compensation Corporation）にキウィ・グループ・ホールディングス（KGHL）株式の一部を売却した⁶⁰ことに伴い、2017 年 2 月 28 日で新規保証を中止した。同日までに預け入れられた預金は保証の対象となるが、それ以降に預け入れられた預金は、保証の対象外となった。2022 年 11 月には、KGHL の持ち株を全て政府に売却し、キウィ銀行との資本関係を解消している⁶¹。

（3）キウィ銀行の金融サービス提供の形態

① ニュージーランド郵便とキウィ銀行等との受委託関係

2018 年 11 月の発表以降、キウィ銀行とニュージーランド郵便は本格的に店舗の分離を進めている。ニュージーランド郵便は書店、薬局、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどに郵便と請求書サービスを委託する一方で、キウィ銀行は郵便局からの撤退や単独支店を開設して支店網を再編し、単独支店では、複雑なニーズを持ち対面

⁵⁶ ニュージーランド郵便「2018 Deed of Amendment」On 30 October 2018、「2022 Deed of Amendment」On 30 March 2022 <https://www.nzpost.co.nz/about-us/postal-legislation>

⁵⁷ ニュージーランド郵便「Vehicles & payments」
<https://www.nzpost.co.nz/personal/in-store-services/vehicles-payments>

⁵⁸ ニュージーランド郵便、<https://www.nzpost.co.nz/contact-support/contact-list>

⁵⁹ 定期預金の契約条件の事例：
https://media.kiwibank.co.nz/media/documents/Term_Deposit_Terms_and_Conditions_Dec16.pdf

⁶⁰ “NZ Post announces Kiwibank deal completion” <https://www.kiwibank.co.nz/about-us/news-and-updates/media-releases/2016-10-31-nz-post-announces-kiwibank-deal-completion/>

⁶¹ ニュージーランド郵便アニュアルレポート 2023 年 <https://www.nzpost.co.nz/sites/nz/files/2023-09/nz-post-annual-report-fy23.pdf> p2

で専門的なアドバイスを望む顧客に対するサービスの拡充を進めてきた。2018 年 11 月の時点でニュージーランド郵便は、約 800 の郵便局が第 3 者の店舗にフランチャイズされていたが、さらにフランチャイズ化を進めるとしていた⁶²。

② キウィ銀行単独支店における金融サービス

単独支店では、対面で専門的なアドバイスを望む顧客に対するサービスの拡充が図られてきた。また、法人向けサービス中小企業向け融資の拠点として、Business Hub が設けられている（2025 年 8 月 29 日時点で 15 拠点⁶³）。

③ 店舗・ATM 配置戦略

デジタル化の進展を受け、実店舗の閉鎖や移転が進められている。2021 年 3 月 25 日には、デジタル・バンキングへの志向の高まりや来店者数の減少を理由に、4～12 月期の 7 店舗の閉鎖が発表された⁶⁴。

2019 年 8 月に行われた 2019 年 6 月期の決算報告において、Jurkovich CEO は、顧客の志向の変化に対応すべく事業戦略を調整中であるとし、テクノロジーの能力開発を図るとともに、顧客が対面サービスを望むところでは実店舗への投資を行うとした⁶⁵。また、2019 年 10 月の報道記事では、実店舗の閉鎖は他行支店へのアクセスが容易な都市部を中心としており、金融サービスへのアクセスの選択肢が限定的な地方では支店網へ投資する方針と伝えられている⁶⁶。2025 年 8 月末時点のサービス拠点の内訳は、ATM が 95 と、実店舗の 55 を上回っている⁶⁷。

④ DX の推進

キウィ銀行は店舗以外に、ATM、インターネット、電話、スマートフォンアプリでもサービスを提供している。

テレフォンバンキングでは、24 時間・年中無休で資金移動などが可能である。

キウィ銀行では、2019 年 5 月に最高デジタル技術責任者（Chief digital and technology officer）として Hamish Rumbold 氏⁶⁸を迎え入れ、DX の推進を最優先課題としている。コロナ禍のロックダウンで、オンライン・バンキングへの移行が急務となった 2020 年には、クレジットカードの申し込みについてスマホから本人確認プロセスを行うことのできる仕組み（ID Checker）を導入した⁶⁹。

⁶² “‘Challenging times’: 79 New Zealand Post shops to close amid Kiwibank changes”, <https://www.newshub.co.nz/home/new-zealand/2018/11/challenging-times-79-new-zealand-post-shops-to-close-amid-kiwibank-restructuring.html>

⁶³ https://www.kiwibank.co.nz/locations/?filter=business_hub

⁶⁴ <https://www.kiwibank.co.nz/about-us/news-and-updates/media-releases/2021-03-25-branch-changes-proposal-update/>

⁶⁵ <https://cfotech.co.nz/story/kiwibank-reestablishes-commitment-to-local-market-despite-drop-in-profit>

⁶⁶ “State of Play: What’s Happening to Kiwibank and How Many Branches Are Closing?”, <https://eveningreport.nz/2019/10/18/state-of-play-whats-happening-to-kiwibank-and-how-many-branches-are-closing/>

⁶⁷ <https://www.kiwibank.co.nz/locations/>

⁶⁸ <https://itbrief.co.nz/story/new-chief-digital-and-technology-officer-for-kiwibank>

デジタル技術者として、ニュージーランドのみならず、英国、インド、南アフリカにおいて、航空業界、リテールバンキング、小売り、日用消費財、自動車、通信といった産業部門でデジタル・ディストリビューション・チャンネル、デジタル・マーケティング、カスタマー・フェイシング・テクノロジーといった分野に実績がある。

⁶⁹ <https://www.kiwibank.co.nz/about-us/governance/public-notices/archived-public-notices/2018-2020/#credit-card-identity-verification-23-september-2020>

(4) 預金業務概要

通常口座、貯蓄・投資口座、外貨預金口座、生命保険、損害保険などを提供している。キウイ銀行で取り扱っている商品ラインナップは次表のとおりである。

図表 5：キウイ銀行の金融商品

対象者	商品内容
個人向け	ローン（個人、住宅、自動車）、クレジットカード、預金口座、定期預金、貯蓄口座、投資口座、各種保険（生命保険、自動車保険、住宅保険、旅行保険、家財保険等）
企業向け	融資、小切手口座、貯蓄口座、クレジットカード、投資・商業サービス
国際サービス	海外送金（オンライン及び窓口）、外国為替、外貨口座、貿易金融サービス（輸出入のリスク管理）

（出所） キウイ銀行ウェブサイトを基に作成（2025年8月29日閲覧）

2025年6月末のキウイ銀行の預金残高は303.4億NZドルであり、前年同期の281.8億NZドルから7.7%増加した⁷⁰。

また、個人向けの口座は図表6のとおりである。目的に応じて様々な口座が用意されており、学生向け口座利用者や、19歳未満又は66歳以上、非営利団体など、一定の条件を満たす利用者は各種取引手数料が無料となっている。

図表 6：キウイ銀行の主要な個人向け預金口座（2025年8月時点）

	商品名	最低預入金額	金利	主な特徴	手数料		
					口座管理	ATM引出	オンライン決済
通常口座 (Everyday accounts)	Free Up	規定なし	0.00%	- オンライン口座。 - アプリ、インターネット、電話、EFTPOS、ATMで取引を行う。 - EFTPOSまたはVisaデビットカード付与。 - 当座貸越も可能。 - 取引明細書の郵送は不可	\$0.0	\$0.0	\$0.0
貯蓄口座 (Savings)	Online Call	規定なし	2.00%	- アプリ又はオンラインで取引。 - 最低預入金額は規定なし。 - 金利は日々計算し、月ごとに付与。 - ポートフォリオ投資事業体（PIE）を使えば得た金利に対する課税の上限は28%（cf.通常の預金は最大39%）。	\$0.0	\$0.0	\$0.0
	Notice Saver	規定なし	32日前申請 2.30%	- 預金を引出す一定期間前に申請が必要。 - 口座開設・金利獲得のための最低預入金額は規定なし。 - 金利は同口座へ付与（複利）か指定口座へ毎月付与か選択できる	\$0.0	申請期間前の引出しにはペナルティ料金	\$0.0
		規定なし	90日前申請 2.85%	- オンライン又はモバイルアプリで取引をする。 - ポートフォリオ投資事業体（PIE）投資を前提とし、得た金利に対する課税の上限は28%（cf.通常の預金は最大39%）。			

（注） 表中の\$は全てNZドル。2022年8月24日をもってFirst Saver、Fast Forward Saver、及びBack-up Saverは新規開設を停止。ポートフォリオ投資事業体とは、パッシブ投資に分散投資している特定の条件を満たした事業体。

（出所） キウイ銀行ウェブサイトを基に作成

<https://www.kiwibank.co.nz/personal-banking/accounts/>

<https://www.kiwibank.co.nz/personal-banking/investments/savings-accounts/notice-saver/>

定期預金は、最低預金額が1,000.00NZドル、預入期間が最短30日、最長5年（30日及び60日は5,000.00NZドル以上）で、金利は預入金額や預入期間に応じて図表7のとおりとなっている⁷¹。

⁷⁰ キウイ銀行 アニュアルレポート 2025

⁷¹ <https://www.kiwibank.co.nz/personal-banking/investments/rates-and-charges/>

図表 7: キウイ銀行における定期預金金利 (2025 年 8 月時点)

最低残高	預入期間	預金金利
\$ 1,000	90 日～5 年	3.35%～4.2%
\$ 5,000	30 日～60 日	2.05%～2.4%
\$10,000 (PIE 定期預金)	90 日～1 年	3.35%～3.7%

(注) 1 年未満は満期時の利払い (interest paid at maturity) 1 年以上は月・四半期・半年・満期時を選択できる
(出所) キウイ銀行ウェブサイトを基に作成

(5) 口座維持手数料等の導入状況

個人向けの口座については、図表 6 のとおり口座管理手数料 (Account Management Fee) は 2025 年 8 月時点で無料である。外貨口座の口座維持月次手数料 (Monthly Account Maintenance Fee) も無料である⁷²。

(6) リスク性金融商品概要

個人の資産運用商品として、2018 年 7 月に運用が開始された Kiwi Wealth Managed Funds がある⁷³。最低投資額は 100.00NZ ドルで、ローリスク・ローリターンのコンサーバティブ・ファンド (Conservative Fund)、ミドルリスク・ミドルリターンのバランスド・ファンド (Balanced Fund)、ハイリスク・ハイリターンのグロース・ファンド (Growth Fund) の 3 種類がある⁷⁴。成長銘柄等のグロース型投資の上限を、それぞれ、20%、70%、100%とし、残りを固定金利資産や現金で運用する。投資期間は、コンサーバティブ・ファンドが 1～5 年の短期、バランスド・ファンドが 5～10 年の中期、グロース・ファンドが 10 年以上の長期となっている。ファンドの管理・運用は、グループ会社のキウイ・ウェルスが担っていたが、2022 年 11 月 30 日に同社は Fisher Funds と合併した⁷⁵。

2025 年 3 月 31 日現在「KiwiSaver Plan」は以下の 8 つのファンドで構成されている。「Cash Fund」「CashPlus Fund」「Default Conservative Fund」「Conservative Fund」「Default Fund」「Balanced Fund」「Growth Fund」「Aggressive Fund」

各ファンドのパフォーマンスは図表 8 の通りである。なお、2021 年 12 月 1 日に導入された Default Fund と 2025 年 3 月 26 日に導入された Aggressive Fund はパフォーマンス数値に欠落がある⁷⁶。

⁷² <https://www.kiwibank.co.nz/personal-banking/accounts/international/foreign-exchange-rates-and-fees/>

⁷³ <https://www.kiwiwealth.co.nz/invest/managed-funds/performance>

⁷⁴ <https://content.kiwiwealth.co.nz/pdf/view/managed-funds-pds>

⁷⁵ <https://www.kiwiwealth.co.nz/finer-funds/>

⁷⁶ <https://assets.fisherfunds.co.nz/kiwisaver-plan-annual-report>

図表 8 : ファンドの投資パフォーマンス (2025 年 3 月時点)

Fund name	1 year	5 years
Cash	5.5%	3.2%
CashPlus	5.3%	1.9%
Default Conservative	5.0%	4.4%
Conservative	4.8%	4.4%
Default	7.7%	N/A
Balanced	3.8%	7.7%
Growth	2.7%	10.3%
Aggressive	N/A	N/A

出所) <https://assets.fisherfunds.co.nz/kiwisaver-plan-annual-report>

(7) 貸付業務概要

個人住宅ローンでは、固定金利ローン、変動金利ローン、利払いに通常・貯蓄口座の残高を充当する相殺ローン、及びリボルビングローンを提供している⁷⁷。

個人ローンと自動車ローンはオーストラリアの消費者金融 Latitude Financial Services Limited が提供している。クレジットカードについては、VISA カードのほか、マスターカードを 2003 年 5 月から提供している⁷⁸。また、2009 年 3 月からは Visa デビットカードの提供も行っている⁷⁹。

事業向け融資は 2004 年 11 月にパイロットプログラムを開始し、2005 年 12 月末までに中小企業をターゲットにした 12 カ所のビジネス・バンキング・センター (Business Banking Centre) を立ち上げた (ビジネス・ハブ (Business Hub) と改名され、2025 年 9 月時点で 15 カ所) ⁸⁰。

(8) 金融包摂への取り組み

キウイ銀行は、民間銀行と同等の競争条件の下で営業しており、ユニバーサルサービスの提供義務はない。この点についてニュージーランド準備銀行 (RBNZ) は、地方部では大規模な農業ビジネス向けのサービスを行う専門銀行が事業を展開しているほか、キウイ銀行や他の商業銀行が地方部までカバーしており、また ATM 網の拡大やエフトポス (銀行のキャッシュカードの残高内で決済できるシステム) の普及も進んでいるとその理由を説明している。従って、地方部の住民にとって、銀行へのアクセスが困難であったり、金融システムから排除されたりする事態は生じていないとの認識を示している。事実、金融機関に口座を持つ成人の割合は 98% で、米国 97%、日本 99% に並び高水準である⁸¹。但し、キウイ銀行は、外資系銀行がサービスを打ち切った地域等における顧客獲得を増やすことを目標にしている。

2020 年 11 月から 1 年間、キウイ銀行は上位 4 銀行や TSB 銀行と共同で、全国 4 つ

⁷⁷ <https://www.kiwibank.co.nz/personal-banking/home-loans/getting-a-home-loan/first-home-buyer/getting-the-right-home-loan/>

⁷⁸ Economist Intelligence Unit, Country Finance, New Zealand, August 2003

⁷⁹ “Risk-averse Kiwis flock to debit cards”
https://www.nzherald.co.nz/business/news/article.cfm?c_id=3&objectid=10560806

⁸⁰ キウイ銀行、https://www.kiwibank.co.nz/locations/?filter=business_hub

⁸¹ World Bank, “The Global Findex Database 2025” p297

の小コミュニティで各銀行の基本的な出入金サービスやインターネット・テレフォンバンキング利用を支援する **Regional Banking Hub** の試験を開始した⁸²。店舗スタッフは金融商品のアドバイスなどはしないが、インターネットバンキングでの支払いや送金などの操作を支援する。2022 年 8 月には、新たに 4 つの Hub の追加とともに、スマート ATM の設置や店舗スタッフによる支援における顧客のプライバシーの確保等、サービスの拡充が発表された⁸³。ただし、キウィ銀行は、新規 Hub のうち、すでに小売り事業社との提携によるサービス提供 (**Local for Kiwibank**) を行っている地域については、参加しないとしている。ニュージーランド銀行協会 (NZBA) ボーモント会長は、この取組が銀行支店をもはや維持できない人口の少ない地域における将来的な銀行サービスになると期待している⁸⁴。

(9) 送金・決済業務概要 (キャッシュレス決済、モバイル決済等)

キウィ銀行は 2019 年 5 月 16 日、小切手の取り扱いを停止すると発表した⁸⁵。小切手での支払額は年々減少しており、同行での小切手支払いは 1%に満たないことから、今後は多くの利用者がより迅速かつ安価で安全な決済方法を利用できるよう支援するとしている。変更には移行期間が設けられ、2019 年 9 月 30 日に小切手と通帳の発行停止、2020 年 2 月 28 日に銀行小切手提供と小切手による預金受入れが停止された。小切手以外の電子決済への切り替えを支援するために、キウィ銀行は公益信託の **Digital Inclusion Alliance Aotearoa** と提携して、オンライン・バンキングの安全な利用方法などの講習会を全国の図書館やコミュニティセンターで運営する **Stepping UP** を支援している⁸⁶。また、オンライン・バンキングについて、コミュニティへの講師の派遣等も行っている。

(10) インターネットバンキング

インターネット上のオンラインサービスでは、口座に関する相談や口座間の資金移動、料金の支払い、個人間の資金移動、口座開設申請が可能であるが、開設には本人確認書類の提出が必要となる。その方法として、実店舗で行う方法のほか、ニュージーランド居住者でニュージーランドのパスポートまたは運転免許証を所有する場合には、スマホで **ID Checker** を用いる方法⁸⁷、ニュージーランド政府による認証・本人確認サービスの **RealMe** による方法⁸⁸がある。

(11) 国際業務概要

外貨預金、外国送金、外為業務、外貨建ての **Visa** デビットカードなどの国際業務を

⁸² ニュージーランド銀行協会、<https://www.nzba.org.nz/consumer-information/regional-banking-hubs/>

⁸³ ニュージーランド銀行協会、<https://www.nzba.org.nz/2022/08/05/banks-expand-regional-banking-hubs-trial/>

⁸⁴ KPMG, “Financial Institutions Performance Survey Banks – Review of 2020”, 57 ページ、<https://assets.kpmg/content/dam/kpmg/nz/pdf/2021/02/fips-banks-2020-interactive.pdf>

⁸⁵ キウィ銀行、<https://www.kiwibank.co.nz/about-us/news-and-updates/media-releases/2020-02-03-final-countdown-for-kiwibank-cheques/>

⁸⁶ キウィ銀行、<https://www.kiwibank.co.nz/contact-us/support-hub/internet-banking/digital-banking-support/#selected-kiwibank-branches>

⁸⁷ <https://www.kiwibank.co.nz/join-kiwibank/verifying-your-identity/smartphone/>

⁸⁸ <https://verify.kiwibank.co.nz/>、<https://www.govt.nz/browse/passports-citizenship-and-identity/proving-and-protecting-your-identity/use-realme-to-prove-your-identity-online/>

実施している。

外国送金について、キウィ銀行の外貨預金口座経由の送金は可能であるが、2019年11月19日より、ウェスタン・ユニオン（Western Union）経由での送金を停止している⁸⁹。

(12)付随業務概要

キウィ銀行では、キウィ保険会社（Kiwi Insurance）及びタワー保険会社（TOWER Insurance）と業務提携し、生命保険や旅行保険などの生損保の保険商品を販売していた。生命保険では、2022年4月にキウィ保険会社の nib nz insurance への売却が完了⁹⁰し、同社が提供会社となっている。住宅保険や自動車保険、家財保険では、4月5日以降はタワー保険に代わり Hollard Insurance が提供会社となっている。

(13)資金運用

民間銀行と同様に、資産運用の制限は特にはないが、総資産の中で、融資（loans and advances）が 358.40 億 NZ ドルとなり、88.1%を占めている（2025年6月末）。前年同期の 324.55 億 NZ ドルに対し、10.4%増加となった。特に住宅ローンは 306.58 億 NZ ドルとその多くを占めている（前年は 279.73 億 NZ ドル）⁹¹。

登録銀行として自己資本規制が課せられているが、キウィ銀行の資産運用は住宅ローンが大部分を占める。住宅ローンは、キウィ銀行の他、グループ会社 NZ ホームローン（The New Zealand Home Loan Company Limited）でも対応している。しかし、商品自体はキウィ銀行が開発している。キウィ銀行と NZ ホームローンでの住宅ローンの取扱いの違いは、前者が低利且つ簡便な対応（必要書類や手続きを全て利用者側で揃え、郵便局へは申請のみ）であるのに対して、後者はフィナンシャル・プランナーが顧客の相談や要望に細かく対応し高度なサービスを行うという点である。融資限度額などに相違はなく顧客の求めに対応する内容の点が異なっている。また、担保不動産など与信審査も全てキウィ銀行が実施している。

リーマン・ブラザーズの破綻後、オーストラリア系大手銀行では貸し渋りが横行していたが、キウィ銀行は貸付を継続した。こうした営業姿勢も、顧客のキウィ銀行に対する信託を高め、順調な事業展開へと繋がっている。

(14)窓口取扱時間

キウィ銀行支店の営業時間は店舗によって異なり、平日（月～金曜日、祝日を除く）では始業時間は午前 9：00 や 10：00、終業時間は午後 2：00 や 5：00 等となっている。土日も営業しているところもある⁹²。

電話受付は、月曜日から木曜日は午前 7:00 から午後 9:00 まで、金曜日は午前 7:00

⁸⁹ <https://www.kiwibank.co.nz/about-us/governance/public-notices/archived-public-notices/2019/#overseas-money-services-19-november-2019>

⁹⁰ <https://www.kiwibank.co.nz/personal-banking/insurance/kiwi-insurance-sale/#how-do-i-make-a-new-claim>

⁹¹ キウィ銀行「Disclosure Statement For the year ended 30 June 2023」10 及び 23 ページ
https://media.kiwibank.co.nz/media/documents/General_Disclosure_Statement_Jun23.pdf

⁹² キウィ銀行 https://www.kiwibank.co.nz/locations/?filter=branch_corporate

から午後 8:00 まで、土日と一部の祝日は 8:00 から午後 4:30 となっている⁹³。

(15) 他行、地域金融機関等との協業ビジネスの展開（他業種との業務提携を含む）

キウィ銀行は 2020 年 11 月に、ANZ 銀行、ASB 銀行、ニュージーランド銀行、TSB 銀行及びウエストパック銀行の 5 行と共同で、先述のとおり Regional Banking Hub の試験を開始している⁹⁴。試験期間は 1 年間で、対象地域は Twizel、Martinborough、Stoke 及び Opunake である。出入金サービスを提供するスマート ATM やオンライン・バンキング用タブレット、テレフォンバンキング専用回線を備え、サポートスタッフを配置することで、実店舗の維持が困難な小コミュニティにおいて顧客ニーズに応えられるかどうか見極めることを目的としている。2022 年 8 月には、新たに 4 つの Hub の追加とともに、店舗スタッフによる支援における顧客のプライバシーの確保等、サービスの向上が発表されたが、キウィ銀行は、すでに小売り事業社との提携によるサービス提供（Local for Kiwibank）を行っている地域については、参加しないとしている⁹⁵。

キウィ銀行は、2016 年に複数のベンチャー企業とともにフィンテック・スタートアップ企業向けの支援プログラム「Fintech Accelerator」を立ち上げた。これは、フィンテック・スタートアップ企業に対して資金援助、専門家による指導、投資家への紹介等を行う 3 カ月間のビジネス成長プログラムで、社会貢献的な取り組みといえる。2019 年には 3 回目のプログラムが開催された⁹⁶。さらに 2025 年 6 月よりスタートアップ企業向けの支援プログラムである StartUp+を開始した。最大 15 万 NZ ドルの融資が可能で、事業のマイルストーン達成に応じて段階的に資金が提供される仕組みである⁹⁷。

(16) 財務諸表

財務諸表は、国際会計基準（IFRS）と同等と認められたニュージーランド IFRS に則って公表している⁹⁸。

2025 年度（2024 年 7 月～2025 年 6 月）には、税引後純利益は 1 億 9,100 万 NZ ドルと前年度比 5%減少したものの、貸出総額は 10%増の 358 億 NZ ドル、うち住宅融資は 23 億ドル、企業融資は 10 億ドル増加し、預金額も 8%増の 303 億 NZ ドルと好調でありバランスシートの成長は続いている⁹⁹。

⁹³ キウィ銀行、<https://www.kiwibank.co.nz/contact-us/>

⁹⁴ KPMG Financial Institutions Performance Survey, Banks-Review of 2020
<https://assets.kpmg/content/dam/kpmg/nz/pdf/2020/12/fips-non-banks-2020.pdf>, p61

⁹⁵ ニュージーランド銀行協会、<https://www.nzba.org.nz/2022/08/05/banks-expand-regional-banking-hubs-trial/>

⁹⁶ <https://www.kiwibank.co.nz/about-us/news-and-updates/media-releases/2019-05-28-fractions-sparking-new-fintech-friction/>

⁹⁷ キウィ銀行 <https://www.kiwibank.co.nz/about-us/community-partnerships/helping-kiwi-get-ahead/startups/>

⁹⁸ External Reporting Board (XRB) ‘Accounting Standards Framework’
<https://www.xrb.govt.nz/standards/accounting-standards/framework/>

⁹⁹ <https://www.kiwibank.co.nz/about-us/news-and-updates/media-releases/kiwibank-fy25-results/>

図表 9：キウィ銀行（Kiwibank Banking Group）の連結損益計算書

\$ millions						
For the year ended 30 June		2025	2024	2023	2022	2021
Income statement						
Interest income	受取利息	2,325	1,983	1,389	907	834
Interest expense	支払利息	(1,467)	(1,159)	(595)	(277)	(306)
Net gains/(losses) on financial instruments	金融商品公正価値における純損益	10	3	(17)	7	8
Other operating income	その他営業収入	44	53	39	43	41
Operating expenses	営業費用	(619)	(582)	(534)	(480)	(422)
Credit impairment (charge)/reversals	貸付金の減損戻入れ	(29)	(24)	(37)	(16)	19
Profit before tax	税引前利益	264	274	245	184	174
Income tax expense	法人税等	(73)	(72)	(70)	(53)	(48)
Profit after tax	税引後利益	191	202	175	131	126

(出所) キウィ銀行「アニュアルレポート 2025 年」p7 より

図表 10：キウィ銀行（Kiwibank Banking Group）の連結貸借対照表

\$ millions						
As at 30 June		2025	2024	2023	2022	2021
Balance sheet						
Total assets	資産合計	40,660	36,650	33,838	31,547	28,229
Individually impaired assets	個別減損資産	46	42	8	2	1
Total liabilities	負債合計	37,581	34,029	31,527	29,345	26,505
Total equity	資本合計	3,079	2,621	2,311	2,202	1,724
Other items included in equity:						
Ordinary dividends paid	普通配当金	-	-	(14)	(17)	(6)
Perpetual capital bond distributions paid	永久債分配金	-	-	-	(3)	(6)
Perpetual preference share distributions paid	永久優先株配当金	(16)	(9)	(9)	(4)	-

(出所) キウィ銀行「アニュアルレポート 2025 年」p7 より

第3章 民間リテール金融機関の概要

主なリテール金融機関の現状

資産規模でみたニュージーランドの上位3行は、ANZ 銀行（ANZ Bank New Zealand Limited）、ニュージーランド銀行（Bank of New Zealand）、ASB 銀行（ASB Bank Limited）で、すべて豪州系である。

(1) 総資産、預金残高、融資残高

2025 年 6 月末時点の総資産上位 5 行の主要財務諸表は図表 11 のとおりである。

図表 11：主要 3 行の概要

(単位：百万 NZ ドル)

<資産>

Asset Size ↑	Organisation	Total assets (NZDm)	Cash and bank deposits (NZDm)	Debt securities held (NZDm)	Net loans and advances (NZDm)	Derivatives in an asset position (NZDm)	Repos and all other assets (NZDm)
1st	ANZ	205,506.8	8,262.2	20,600.2	155,531.6	9,337.5	11,775.3
2nd	BNZ	136,404.8	10,191.4	9,158.2	110,038.2	3,134.2	3,882.8
3rd	ASB	135,163.5	4,821.0	11,566.3	114,726.9	1,243.7	2,805.5
4th	Westpac	123,948.5	5,721.8	10,106.7	104,459.8	1,572.3	2,087.9
5th	Kiwibank	40,659.6	1,187.3	3,055.2	35,840.4	295.9	280.8

<負債及び自己資本>

Asset Size ↑	Organisation	Total liabilities and equity (NZDm)	Total liabilities (NZDm)	Deposits (NZDm)	Debt securities issued (NZDm)	Repos and other borrowings (NZDm)	Derivatives in a liability position (NZDm)	All other liabilities (NZDm)
1st	ANZ	205,506.8	185,397.7	142,652.0	21,925.7	6,986.3	8,974.3	4,859.3
2nd	BNZ	136,404.8	122,402.5	87,929.7	25,624.2	4,130.0	2,426.0	2,292.7
3rd	ASB	135,163.5	123,671.1	89,226.5	29,285.9	3,188.3	409.8	1,560.6
4th	Westpac	123,948.5	112,565.9	80,193.6	27,163.3	3,025.0	582.3	1,601.8
5th	Kiwibank	40,659.6	37,580.9	30,336.7	6,170.0	423.5	323.8	326.9

(注) 2025 年 6 月末現在。

(出所) <https://bankdashboard.rbnz.govt.nz/balance-sheet>

以下では ANZ 銀行を取り上げる。

(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状

まず、個人向け預金口座の概要は次の図表のとおりである。

図表 12 : ANZ 銀行の主要な個人向け預金口座

商品名	金利	手数料			
		口座管理 (月次)	ATM 取引	窓口取引	ビザデビットカード 年間手数料
通常口座 (Everyday accounts)					
Go account	-	\$0	\$0	\$3	\$0
Freedom account	-	\$5 月次残高が \$ 2,500 以上の 場合 \$ 0	\$0	\$0	\$0
Junpstart account (21 歳未満対象)	-	\$0	\$0	\$0	\$0

商品名	金利	手数料		
		口座管理 (月次)	ATM 取引	窓口取引
貯蓄口座 (Saving accounts)				
Serious Saver account	基準金利 : 0.65%p.a. プレミアム金利 : 1.65%p.a. 引出しを行わない、または月末営業日の残高が \$ 20 以上の場合にプレミアム金利が上乗せされる。	\$0	預入 : \$ 0 引出し : 毎月 1 回目は無料、 2 回目以降は引出しごとに \$ 5	
Online account	0.6%p.a.	\$0	\$0	引出しごとに \$ 3
定期預金 (Term Deposits)				
180 日	3.75%p.a.	30 日 (2.05%) ~ 最大 5 年 (4.15%)	口座管理料等の手数料無料	
1 年	3.70%p.a.			
3 年	4.00%p.a.			

(出所) ANZ 銀行 <https://www.anz.co.nz/personal/accounts/>

次に、個人ローンの融資条件等は、図表 13 のとおりである。

図表 13 : ANZ 銀行の個人ローンの融資条件等

適格要件	18 歳以上で定期的な収入があること、返済能力があること、市民権保持者、永住者、非居住者の場合は就労ビザの残存有効期間が 1 年以上等
融資額	\$3,000~50,000
期間	6 カ月~7 年
金利	13.90%p.a.
手数料	アプリケーション・フィー : \$0 延滞金利 : 5%p.a.を上乗せ

(出所) ANZ 銀行 <https://www.anz.co.nz/personal/loans/>

(3) 提供商品

① 個人向け提供商品

ANZ 銀行の個人向け提供商品は以下の図表のとおりである。

図表 14 : ANZ 銀行の個人向け提供商品

口座・貯蓄商品	通常口座、貯蓄口座、定期預金、子供用口座
カード	ビザデビットカード、エフトボス・カード、クレジットカード
貸付商品	個人ローン（改築、旅行、自動車、結婚等イベント）、住宅ローン
リスク性金融商品	キウィセイバー（One Answer KiwiSaver Scheme） 投資ファンド（High Growth Fund、Growth Fund、Balanced Growth Fund、Balanced Fund、Conservative Balanced Fund、Conservative Fund） OneAnswer 投資ファンド（Multi-Asset-Class Funds、Single-Asset-Class Funds）
プライベートバンキング・サービス	口座・貸付・投資等の包括的な資産管理
保険商品	生命保険、住宅保険、家財保険、自動車保険、旅行保険等
国際サービス	外国為替、外貨口座、海外送金

（出所）ANZ 銀行 <https://www.anz.co.nz/personal/>

② キウィセイバー¹⁰⁰

ニュージーランドでは、2007 年 7 月にキウィセイバー（KiwiSaver）という年金制度が導入された。同制度は、原則として勤労者を対象とし、老後のための自発的な資産形成を促進する自動加入の確定拠出年金制度¹⁰¹で、様々なインセンティブが付与されている。積立金の料率は、給与の 3%、4%、6%、8%、10%から選択することができ、1NZ ドルにつき 50 セント、年間最大 521.43NZ ドルの政府拠出（Government Contribution）¹⁰²を受けることができる¹⁰³。更に、雇用者は最低 3%の拠出が義務付けられている。なお、2015 年 5 月 21 日午後 2 時までにキウィセイバーに加入した場合には政府から 1,000NZ ドルが口座に支給されたが、費用負担が大きいため、これ以降、同制度は終了している¹⁰⁴。

2025 年予算において国家財政削減のための改正が行われ、政府拠出額が 50 セントから 25 セントへの引き下げと年収 18 万ドル以上の高所得者が除外されることとなった。また、最低 3%のデフォルト率を 2028 年までに段階的に 4%へと引き上げられる¹⁰⁵。

資金の引出しは、基本的に 65 歳以降とされているものの、i) 最初の住宅購入、ii) 海外への永久移住、iii) 金銭的な困窮、iv) 重病の場合の引出しも例外的に認められており、若年層が住宅購入資金を貯めるに当たっても利用できる制度となっている。

対象者は 64 歳以下のニュージーランド居住者で、18 歳以上 64 歳以下の人は、就職

¹⁰⁰ ニュージーランド内国歳入庁（Inland Revenue）、<https://www.ird.govt.nz/kiwisaver>

¹⁰¹ 自営業者や未成年等は任意加入となる。

¹⁰² 2019 年 3 月末までは税額控除（Member Tax Credits, MTC）という呼称であった。

¹⁰³ Getting the KiwiSaver government contribution
<https://www.ird.govt.nz/kiwisaver/kiwisaver-individuals/kiwisaver-benefits>

¹⁰⁴ ニュージーランド政府
<https://www.beehive.govt.nz/release/kiwisaver-1000-kick-start-payment-cease>

¹⁰⁵ 財務省 <https://www.treasury.govt.nz/sites/default/files/2025-09/b25-t2025-245-5073261.pdf>

する際に自動的にキウィセイバーに加入する仕組みであったが、2025 年より加入年齢が引き下げられ 16 歳と 17 歳も対象となる。具体的な加入の手順としては、i) 加入者が就職時に雇用者から説明を受け、必要書類を雇用者に提出し、ii) 雇用者がニュージーランド内国歳入庁 (Inland Revenue Department, IRD) に情報を送付すると、iii) 雇用者が契約しているキウィセイバープランに口座が開設される¹⁰⁶。但し、自動加入の場合、加入者はオプトアウトできる。また、自動加入したキウィセイバープランから、自分の希望するプラン (fund) に変更することもできる¹⁰⁷。

キウィ銀行系列の運用会社 Kiwi Wealth は 2022 年 8 月に Fisher Funds Management Ltd へ統合され¹⁰⁸、現在 28 の金融機関がキウィセイバーのプランを提供している¹⁰⁹。キウィセイバーの合計加入者数は 2025 年 3 月末時点で約 338.6 万人と、前年比 1.5% 増加した¹¹⁰。

ビジネス・イノベーション・雇用省 (MBIE) は 2019 年 8 月、キウィセイバーデフォルト業者の次期選考に備えて、デフォルトプランの在り方に関するディスカッションペーパーを発表した¹¹¹。このペーパーはニュージーランド国民の資産形成を最適化することを目的としており、加入者の約 25% が加入しているデフォルトプランの運用方針や手数料体系などについて意見を求めた。その結果、デフォルトプランの運用方針を「保守型」から「バランス」へ変更、手数料を次期デフォルト業者選考の主要な評価基準とすることで適正な手数料を実現すること、化石燃料製品へ投資しているプランの除外などが決定された¹¹²。これを受けて 2021 年には「保守型」から「バランス型」への移行がみられた他、デフォルトファンドの見直しが資産運用へのマインド変化をもたらしたことで、「成長型」も伸びをみせている。2025 年 3 月末残高 (1,231 億ドル) が前年比 +10.1% と増加した内訳は、拠出金 (資金流入) が 122 億ドル (同 +8.8%、過去最大)、運用益が 64 億ドル (前年の 131 億ドルから減少) と資金流入の貢献度が高い (図表 15)。

¹⁰⁶ 雇用者が特定の業者と契約を結んでいない場合は、財務大臣及び商業・消費者問題大臣が定めた 6 つのデフォルト業者 (2021 年 12 月以降) のプランに加入することになる。

¹⁰⁷ 変更する場合、加入者自ら業者に申込等を行う必要がある。

¹⁰⁸ <https://fisherfunds.co.nz/news-and-insights/fisher-funds-acquires-kiwi-wealth-business>

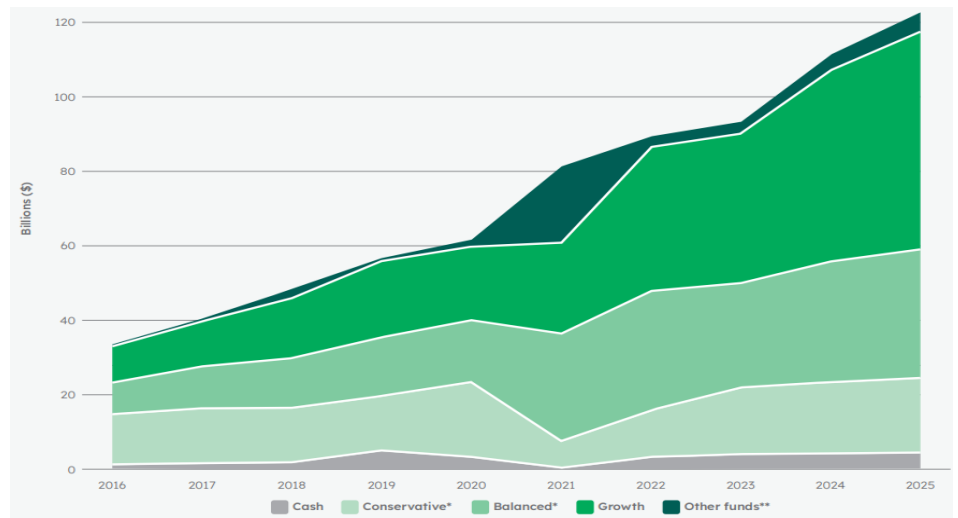
¹⁰⁹ ニュージーランド内国税務局 “KiwiSaver providers”, <https://www.ird.govt.nz/kiwisaver/kiwisaver-individuals/joining-kiwisaver/kiwisaver-providers>

¹¹⁰ 金融市場庁 <https://www.fma.govt.nz/assets/Reports/KiwiSaver-Annual-Report-2025.pdf>

¹¹¹ MBIE “Review of KiwiSaver default provider arrangements”, <https://www.mbie.govt.nz/have-your-say/review-of-kiwisaver-default-provider-arrangements/>

¹¹² 財務省 <https://www.treasury.govt.nz/news-and-events/news/kiwisaver-default-provider-rfp-now-open>

図表 15：KiwiSaver のカテゴリー別運用ファンド



(出所) 金融市場庁 <https://www.fma.govt.nz/assets/Reports/KiwiSaver-Annual-Report-2025.pdf>

(4) 子会社、関連会社

ANZ 銀行は、2024 年 9 月時点で 12 社の子会社を有している¹¹³。ANZ Custodial Service New Zealand Ltd.、ANZ Investment Services (New Zealand) Ltd.等がある。

金融子会社である UDC ファイナンス (UDC Finance Limited) については、中国の複合企業である海航集団 (HNA グループ) に 6.6 億 NZ ドルで売却されることが計画されていたが、2017 年 12 月にニュージーランドの外国投資審査機関 (Overseas Investment Office, OIO) は、この計画を却下した。OIO は、その理由として企業構造の不明瞭さを挙げ、「オーナーや株主に関する情報が不十分あるいは不相当だ」とした¹¹⁴。その後、UDC ファイナンスからの申し出により 2020 年 1 月 15 日付けで UDC ファイナンスのノンバンク預金取扱金融機関ライセンスは取り消されたが¹¹⁵、2020 年 6 月 2 日、新生銀行グループが UDC ファイナンスの株式の 100%を買収することを発表し、同年 9 月 1 日に、OIO の許認可を得て 6.59 億 NZ ドルで株式取得が完了した¹¹⁶。

フィンテックへの出資については、2020 年 11 月に、豪州系親会社のグループ企業 ANZi Ventures が、中小企業向け融資のデジタル化の促進を目的に、ニュージーランドのフィンテック企業 Aider への 400 万 NZ ドルの出資 (出資比率 40.96%) を発表している¹¹⁷。ANZi Venture は 2021 年 6 月に社名を 1835i Ventures に変更している¹¹⁸。

¹¹³ 詳細は ANZ Bank New Zealand、Annual Report and Registered and Bank Disclosure Statement for the year ended 30 September 2024, p60

<https://www.anz.co.nz/content/dam/anzconz/documents/about-us/disclosure-statements/ANZ-Bank-NZ-Ltd-DS-Sep24.pdf>

¹¹⁴ 報道資料「中国海航集団の金融参入を拒否ーニュージーランド政府」 (2017 年 12 月 21 日付)

<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO24900310R21C17A2EAF000/>

¹¹⁵ ニュージーランド準備銀行

<https://www.rbnz.govt.nz/regulation-and-supervision/cross-sector-oversight/registers-of-entities-we-regulate/register-of-non-bank-deposit-takers-in-new-zealand>

¹¹⁶ <https://corp.sbishinseibank.co.jp/ja/news-archive/news-archive1/news20200901103013/main/o/link/k7LJ.pdf>

¹¹⁷ <https://media.anz.com/posts/2020/11/anz-makes-strategic-investment-in-aider--enhancing-digital-sme-o>

¹¹⁸ <https://www.1835i.com/#our-story>

(5) ESG 投資

財務パフォーマンスに加え、環境・社会・ガバナンスの 3 つの観点（ESG）や倫理的テーマを加味する責任投資（Responsible Investment）が拡大している。

オーストラレーシア責任投資協会（Responsible Investment Association Australasia, RIAA）によると、**2023** 年のニュージーランドの責任投資の市場規模は **2,940 億 NZ ドル**と、機関投資家による運用資産総額の **79%**を占めるとされる¹¹⁹。

ANZ グループでは **2050** 年のネットゼロ実現を目指しており、ANZ 銀行は環境の持続可能性への対応として、自行の CO₂ 排出削減、顧客の CO₂ 排出削減および持続可能な事業モデルへの移行のサポート、持続可能な事業モデルへの移行向けファイナンスの提供、コミュニティへの支援の 4 つの柱を掲げている¹²⁰。**2019** 年 4 月には、住宅ローンに **Healthy Home Loan Package** を導入している¹²¹。ニュージーランドでは、ニュージーランド・グリーン・ビルディング委員会が、健康、効率性および持続可能性の観点から家屋を評価する **Homestar** という独立的な評価手法を国家規格として開発している。同パッケージは、**Homestar** の評価で 6 以上とされる新築または改築について、優遇金利を適用するというものである。**2019** 年 10 月には、酪農業の **Synlaitist** への **ESG-linked loan** 5,000 万 NZ ドル（期間 4 年）の融資を発表した¹²²。既存融資の借換で、ESG リサーチに特化した独立系機関 **Sustainalytics** が借入人の ESG リスクを毎年評価し、それに基づき基準貸出金利マージンにディスカウントまたはプレミアムが適応される。さらに、**2022** 年 9 月には、ビジネス・グリーン・ローンを導入している。同ローンでは、環境面の持続可能性に関する要件を満たす、再生可能エネルギーやエネルギー効率化、グリーンビル、クリーンな輸送といった事業を対象に、優遇金利が適用される¹²³。

(6) TCFD 提言への対応

2017 年 6 月に公表された気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosure, TCFD）最終報告書に対し、ニュージーランドは世界に先駆けて国内金融機関・企業に気候関連財務情報の開示を義務付ける立法措置の整備に着手した。

2020 年 9 月 15 日、政府当局は内閣で気候関連財務情報の開示の義務付けが合意されることを発表した¹²⁴。**2021** 年 4 月 12 日に金融セクター（気候関連財務情報その他事項）改正法案（Financial Sector（Climate-related Disclosure and Other Matters）Amendment Bill）が国会に提出され、**2021** 年 10 月に可決された¹²⁵。

同法案には、**2013** 年金融市場行為法（Financial Market Conduct Act 2013）、**2013** 年財務報告法（Financial Reporting Act 2013）および **2001** 年公的監査法（Public Audit Act 2001）の改正が含まれている。金融市場庁（FMA）が独立した監督機関として新たな気候関連財務情報開示制度の報告と遵守の責任を負うことや、開示の義務付け対

¹¹⁹ Responsible Investment Association Australasia, "Responsible Investment Benchmark Report, New Zealand **2024**"

¹²⁰ <https://news.anz.com/new-zealand/community/sustainability/anz-new-zealands-approach-to-environmental-sustainability#:~:text=ANZ%20NZ's%20approach%20to%20environmental,and%20the%20local%20operating%20environment.>

¹²¹ <https://news.anz.com/new-zealand/posts/2019/04/anz-incentivises-kiwis-to-build-healthy-homes>

¹²² <https://news.anz.com/new-zealand/posts/2019/10/nz-s-first-sustainability-loan>

¹²³ <https://www.anz.co.nz/business/borrow/anz-business-green-loan/>

¹²⁴ <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=6c23c195-4d2f-44a4-8284-7032802edfa5>

¹²⁵ Reuters, October 21, 2021, <https://www.reuters.com/business/sustainable-business/new-zealand-passes-climate-change-disclosure-laws-financial-firms-world-first-2021-10-21/>

象機関を、総資産が 10 億 NZ ドル以上の登録銀行、信用組合および住宅金融組合、運用総資産が 10 億 NZ ドル以上の登録投資スキームの運用・管理事業者、運用総資産が 10 億 NZ ドル以上または年間保険料収入が 2.5 億 NZ ドル以上の認可保険事業者、ニュージーランド証券取引所への上場企業および総資産が 10 億 NZ ドル以上の国有金融機関とすることなどが盛り込まれ、2023 年 1 月 1 日以降に始まる年度からの開示が義務化された¹²⁶。開示は、外部報告委員会（XRB）が策定した気候基準に基づいて行われ、4 つの柱（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）に準拠している¹²⁷。2025 年末にポスト実施レビュー（Post-Implementation Review）が予定されている¹²⁸。

ANZ 銀行では、豪州親会社がグループ全体として、2019 年度以降、Climate-related Financial Disclosure を公表している¹²⁹。

¹²⁶ 環境省、<https://environment.govt.nz/what-government-is-doing/areas-of-work/climate-change/mandatory-climate-related-financial-disclosures/>

¹²⁷ XRB <https://www.xrb.govt.nz/dmsdocument/4770/>

¹²⁸ XRB <https://www.xrb.govt.nz/standards/climate-related-disclosures/latest-updates/international-alignment-of-climate-reporting-xrb-position-statement/>

¹²⁹ <https://www.anz.com.au/about-us/esg/reporting/>
<https://www.anz.com.au/about-us/esg-priorities/environmental-sustainability/climate-change/>

第4章 最近の金融動向と今後の展望

1. 金融ビジネスにおける DX、フィンテック、キャッシュレスの動向

(1) フィンテックの動向

① ニュージーランドのフィンテック

ニュージーランドは、クラウドベースの会計ソフト・プラットフォームを提供している Xero Ltd. の発祥の地で、フィンテックのハブとして台頭が著しい。コロナ禍のデジタル化への需要の高まりも、フィンテックの成長を後押ししている。注目のスタートアップとして、ピア・ツー・ピア・レンディングの **Harmony**、投資プラットフォームを提供している **Sharesies**、決済サービスの **LatiPay**、個人事業主やフリーランサー等向け請求書発行や税務・保険サービスを提供する **Henry**、酪農専用会計サービスの **Fugured**、クラウドベースの POS 等を提供している **Vend**、後払い決済サービスの **GenoaPay**、キウィ銀行の **Fintech Accelerator Program** の支援を受けた決済サービスの **Choice** などが知られている¹³⁰。

フィンテックのスタートアップ企業数は、Tracxn によると **2025 年 9 月**時点で **869**とされている¹³¹。

②オルタナティブ・ファイナンスの動向

金融市場行為法（Financial Markets Conduct Act）により、ピア・ツー・ピア・レンディング（peer-to-peer lending）及びクラウド・ファンディング（crowd-funding）が金融市場庁（FMA）のライセンス取得の対象となっている。

ピア・ツー・ピア・レンディングは、オンラインで資金の貸し手と借り手をマッチングするサービスで、サービス提供者は一定の仲介手数料を得るものである。原則個人を対象とする¹³²。金融市場庁（FMA）のウェブサイトではライセンス登録されている事業者は **8** 社である（図表 16）。

2017 年 9 月に FMA の CEO は、ニュージーランドでは **Harmony** を除くピア・ツー・ピア・レンディング事業者の取り扱う融資残高が小さいことや、同事業者のサービスを通じた資金の貸出がほとんど中小企業に向けられていないことに失望していると発言した¹³³。また、資金の貸し手が銀行をはじめとする機関投資家に偏っていることも懸念されていた。

2023 年には Harmony が登録抹消となるなど、ピア・ツー・ピア・レンディングサービスから撤退する企業が相次いだことで年次レポートが 2023 年以降更新されていない。

¹³⁰ <https://payspacemagazine.com/>

¹³¹ Tracxn、https://tracxn.com/d/explore/fintech-startups-in-new-zealand/___38FtfxfYPbd2pJZUtqxChxV_sqW1rMytZl3okrZxFwk/companies

¹³² FMA <https://www.fma.govt.nz/business/services/peer-to-peer-lending-providers/>

¹³³ 報道資料 “FMA statistics show the fledgling NZ P2P lending sector is serving banks and fund managers well, but more needs to be done for retail investors and SMEs, Gareth Vaughan argues”（2017 年 12 月 2 日付）
<https://www.interest.co.nz/opinion/91093/fma-statistics-show-fledgling-nz-p2p-lending-sector-serving-banks-and-fund-managers>

図表 16 : ピア・ツー・ピア・レンディング ライセンス取得事業者

会社名	ライセンス取得日	ライセンス抹消日
Go Lend Limited	2024 年 5 月 7 日	-
Crowdsphere Limited	2014 年 11 月 4 日	-
Harmony Limited	2014 年 12 月 15 日	2023 年 5 月 15 日
Southern Cross Partners Limited	2010 年 10 月 19 日	-
Citizenz Brokerage Limited	2010 年 10 月 3 日	-
PledgeMe Limited	2014 年 4 月 9 日	-
Lending Crowd Limited	2015 年 10 月 9 日	-
Squirrel Money Limited	2014 年 5 月 22 日	-
Zagga Limited	2014 年 9 月 5 日	-

(出所) <https://www.fma.govt.nz/business/licensed-providers/>

一方、クラウド・ファンディングは、オンラインで資金を必要とする企業と主に小口投資家をマッチングするサービスであり、株式の割当てが行われるものである。サービス提供者は一定の仲介手数料を得る。また、金融市場庁（FMA）のウェブサイトでライセンス取得事業者として登録されている企業は 5 社である（図表 17）。

図表 17 : クラウド・ファンディング ライセンス取得事業者

会社名	ライセンス取得日	ライセンス抹消日
Tressel Limited	2025 年 6 月 18 日	-
The Property Crowd Limited	2018 年 10 月 2 日	2022 年 11 月 9 日
Collinson Crowdfunding Limited	2016 年 8 月 10 日	-
Crowdspher Limited	2014 年 11 月 4 日	-
CROWD88 LIMITED	2015 年 7 月 10 日	2020 年 9 月 3 日
PledgeMe Limited	2014 年 4 月 9 日	-
The Snowball Effect Limited	2014 年 5 月 22 日	-

(出所) <https://www.fma.govt.nz/business/licensed-providers/>

2014 年にニュージーランドで初めてクラウド・ファンディングを活用し、70 万 NZ ドルを調達した地元ビール会社（Renaissance Brewing）は経営破綻に陥り、2017 年に任意管理手続きに入った。一方で、別のビール会社（ParrotDog Brewery）は 2016 年にクラウド・ファンディングを活用して 2 日間で 2 百万 NZ ドルを調達した。また、地元のチョコレート製造業者（Otago Chocolate Company, OCHO）も同年に 30 時間で 2 百万 NZ ドルを調達した。ただし、クラウド・ファンディングの利用までこぎつけられない企業も多く The Snowball Effect Limited の関係者によれば、同社に仲介を要望する企業のうち、調達を実現できる企業の割合は概ね 5%にとどまるとのことである¹³⁴。

¹³⁴ 報道資料 “Is crowdfunding the way to get in on the ground floor of the next Xero or Facebook?”（2017 年 12 月 9 日付）<https://thespinoff.co.nz/business/09-12-2017/is-crowdfunding-the-way-to-get-in-on-the-ground-floor-of-the-next-xero-or-facebook/>

③フィンテックの対応に向けた動き

ニュージーランドでは、1985年にデビットカードのシステムであるエフトポス（EFTPOS）が導入されたほか、2013年にピア・ツー・ピア・レンディングやクラウド・ファンディングに関する規制をまとめた金融市場行為法（Financial Markets Conduct Act）が制定された。このように、同国は、世界のなかでも先駆的に金融サービスの提供や同サービスへの規制を進めてきた歴史を持つ。

こうした歴史を背景として、2016年10月にキウイ銀行が「フィンテック・アクセラレーター（Fintech Accelerator）」というスタートアップ企業向けの支援プログラムを立ち上げたり、2017年2月にニュージーランド技術産業協会（The New Zealand Tech Industry Association）が「フィンテック・ニュージーランド（FinTech NZ）」というワーキング・グループを設立したりする等、民間レベルのフィンテックへの取り組みが活発である。FinTech NZの代表者によれば、様々な業界の15を超える機関が関心を示し、フィンテック関連のスタートアップ企業のなかには、国際的な事業展開に乗り出している事例もある。

しかし、政府によるフィンテックへの対応については、業界関係者等から遅れが指摘されてきた¹³⁵。英国のようにレギュラトリー・サンドボックス（規制の砂場）を設けてフィンテックのイノベーションを促す国もあるなかで、業界関係者は政府がフィンテック振興に向けて明確な戦略や方針を示すことを求めている。

一方、政府は2017年の政権交代後も、フィンテックへの対応について慎重な姿勢を変えていない¹³⁶。日本の経済産業省に相当するビジネス・イノベーション・雇用省（MBIE）は、他国での動向等を見極めたうえで、政府の関与のあり方を検討したいとしている。ニュージーランドではオーストラリア資本の銀行のプレゼンスが大きく、かつ金融市場の規模が小さいことから、結果的には同省の姿勢が功を奏する可能性もある。

ニュージーランド準備銀行（RBNZ）は、健全性規制がイノベーションを阻害するものではないとの見解を示しつつも、今後、フィンテックの動向を注意深く見守ったうえで、時間をかけて規制の方法や規制対象となる組織・行為の見直しを検討していく方針を明らかにしている。

2022年4月には、金融規制監督当局評議会（Council of Financial Regulators, CoFR）¹³⁷、の公式フォーラムとして、内務省（Department of Internal Affairs, DIA）の参画も得て、FinTech Forum が開設され、フィンテック関連の法規制に関する情報提供を行っている¹³⁸。

FMA はグローバルなフィンテック・エコシステムの一員として、柔軟かつ実験的な規制環境を整備するため、2024年12月にパイロット・サンドボックスの開始を発表した。2025年1月～7月をパイロットフェーズとし、終了後にはサンドボックス制度導入の可否を検討するとしている¹³⁹。なお、4月にはFMAのパイロット・サンドボッ

¹³⁵ 報道資料 “Fintech in New Zealand Grows Despite Lack of Clear Strategy from Government”（2017年8月29日付）
<http://fintechnews.sg/11063/fintech/fintech-new-zealand-grows-despite-lack-clear-strategy-government/>

¹³⁶ ニュージーランド準備銀行「Financial Stability Report November 2017」、41ページ
<https://www.rbnz.govt.nz/-/media/ReserveBank/Files/Publications/Financial%20stability%20reports/2017/fsr-nov-2017.pdf>

¹³⁷ 金融市場庁（FMA）、ニュージーランド準備銀行（RBNZ）、商務委員会（Commerce Commission New Zealand）、ビジネス・イノベーション・雇用省（MBIE）及び財務省の5省庁・機関で構成される。

¹³⁸ Fintech Forum、<https://fintechnz.org.nz/2022/04/04/fintech-forum-streamlining-fintech-regulatory-requirements/>

¹³⁹ FMA <https://www.fma.govt.nz/library/opinion/fma-launches-regulatory-sandbox-pilot-for-2025/>

クスで革新的な製品・サービス・ビジネスモデルをテストする 6 つのフィンテック企業を発表した。審査基準は、イノベーションのユニークさ、収益性やテスト製品が既にあり、計画実行するための経験とスキルがあること等である。選定された企業は、ECDD Holdings Limited（ステーブルコインによる運用事業）、Emerge Group Limited（デジタル・バンキング事業）、Homeshare（不動産の証券化事業）、IndigiShare（先住民族の起業支援）、Invest in Farming Co-op（農業資産のデジタル化）、Tandym Limited（グループ投資プラットフォームの運営）である¹⁴⁰。

(2) キャッシュレス化の状況

The Global Findex Database 2025 によると、15 歳以上人口のクレジットカード保有率が 57%（2021 年）、デビットカード保有率が 94%（2024 年）に達しており、キャッシュレス決済が普及している¹⁴¹。

RBNZ が 18 歳以上のニュージーランド国民を対象に実施した調査によれば、2025 年 9 月には、日常的支払いにおける決済手段としては、80.5%がデビットカード/EFTPOS、39.4%がクレジットカード、40.3%が現金としている。さらに、36.1%は直近 1 週間で現金を全く使用しなかったとしている¹⁴²。

ペイメンツ NZ（Payments NZ Limited, PNZ）¹⁴³が 2024 年 2～3 月に実施した消費者の支払行動に関する調査¹⁴⁴では、カード決済の利用が最も一般的で、回答者の 67%が日常の支払に、71%が高額支払に、それぞれカードを利用するとしている（図表 18）。これに対して現金は、回答者の 12%が日常の支払に、1%が高額支払に利用するとしている。スマホ決済は、回答者の 15%が日常の支払に、4%が高額支払に利用するとしており、特に Apple Watch の伸びが著しい。年代層による支払方法の違いも顕著で、クレジットスコアが相対的に低い若年層は主にデビットカードを使用しており、特に高額支払において Buy Now Pay Later（BNPL）を選ぶ傾向にある（図 18）。また、本調査において「経済的に脆弱」とされた者の割合（30%）が前回調査（2022 年：22%）と比較して増加していることが示された。全回答者の 35%が過去 1 年間に必要な生活費の支払いが困難だったと回答しており、前回調査の 29%から増加した。「脆弱」とされるグループは、女性・民族・低所得（年収 3 万 NZ ドル以下）・失業中などが指摘された。

¹⁴⁰ <https://www.fma.govt.nz/news/all-releases/media-releases/fintech-sandbox-participants/>

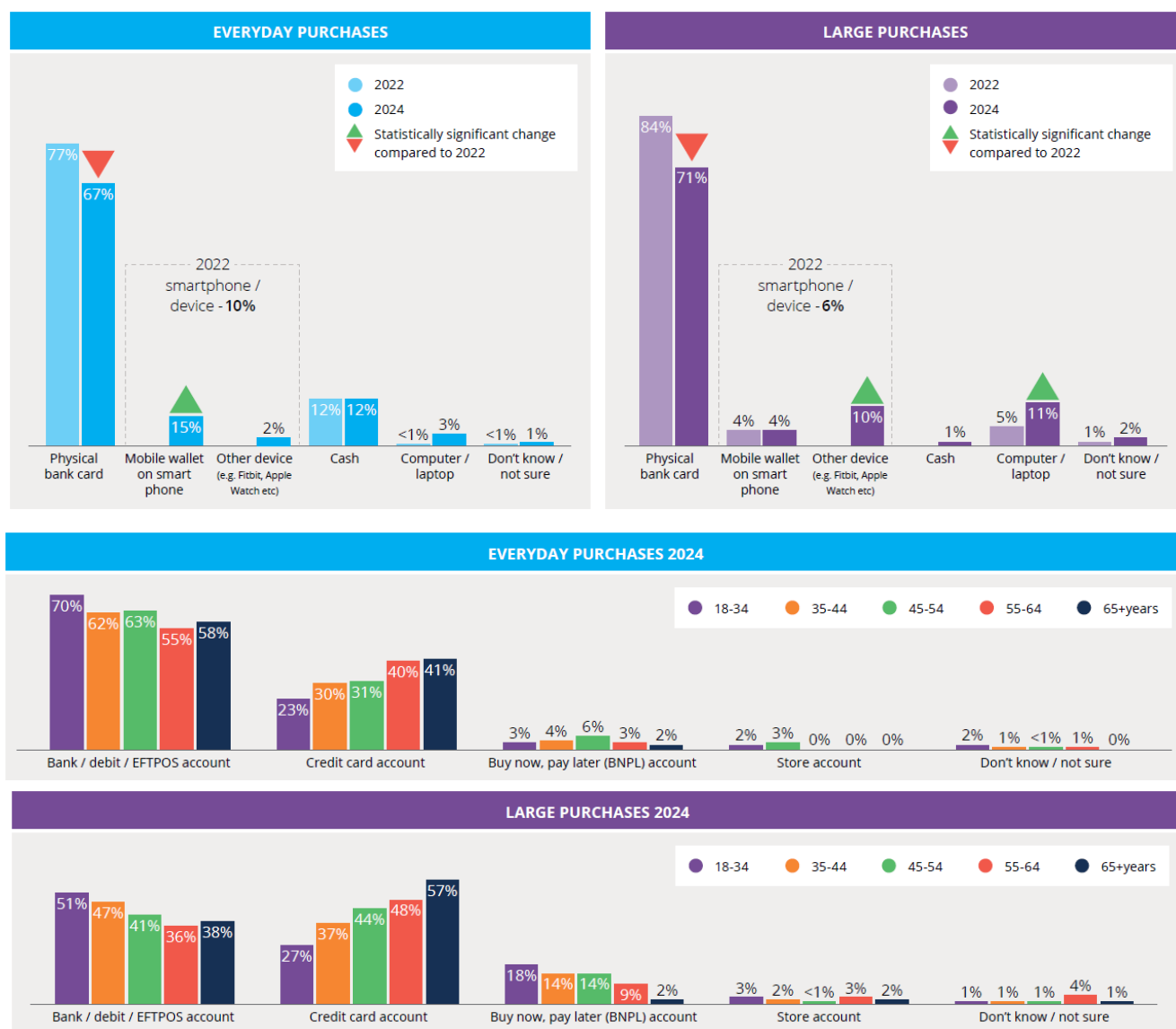
¹⁴¹ World Bank <https://www.worldbank.org/en/publication/globalfindex/download-data>

¹⁴² RBNZ <https://www.rbnz.govt.nz/statistics/series/households/cash-use>

¹⁴³ ペイメンツ NZ（Payments NZ Limited, PNZ）とは、ニュージーランド国内の決済システムを管理する有限責任会社である。2010 年に設立された同社は、キウイ銀行を含むニュージーランド国内で事業を展開する 8 つの銀行から出資を受けている。（<https://www.paymentsnz.co.nz/about-us/>、<https://www.paymentsnz.co.nz/resources/articles/new-governance-structure-bank-payments-system/>）

¹⁴⁴ “Payments NZ Consumer Research 2024”, <https://www.paymentsnz.co.nz/resources/research-reports/>

図表 18：消費者の支払行動（2024 年）



（出所）「Payments NZ Consumer Research 2024」 p8・10-11 <https://www.paymentsnz.co.nz/resources/research-reports/>

(3) モバイル決済の動向

ニュージーランドのキャッシュレス決済では、先述のとおりカード決済が主流となっている。モバイルデバイスを用いるデジタルウォレットの利用は拡大しつつあるとはいえ、デジタルウォレットの利用が支出に占める割合はアジア太平洋地域全体の平均を大幅に下回っているとの調査がある¹⁴⁵。ニュージーランドでは、アップル・ペイやグーグル・ウォレットが多く利用されている。

¹⁴⁵ FIS, "Global Payments Report 2023", https://www.fisglobal.com/en/-/media/fisglobal/files/campaigns/global-payments-report/FIS_TheGlobalPaymentsReport2023_May_2023.pdf

デジタルウォレットの利用は 2021 年に支出の 7%であったのが、2022 年には 10%に拡大したが、アジア太平洋地域では 2022 年に 47%であったとしている。

(4) リテール決済に関する法規制の状況

1989年ニュージーランド準備銀行法の第156条によれば、ニュージーランドにおける決済システムの監督権限は、ニュージーランド準備銀行(RBNZ)にある。同条には、国内決済システムの指定権限をRBNZと金融市場庁(FMA)が共同で保有する旨も明記されており、規制の運用に際しては、両機関が連携して同システムの健全性や効率性の維持に努める体制が構築されている。ただし、各決済システムが指定を受けること自体は法的に義務付けられていないこと等から、両機関による規制権限のレベルは比較的低い状態にとどまっている¹⁴⁶。

一方で、ニュージーランドでは近年、電子決済の手数料の上昇傾向に対する事業者の不安や、諸外国におけるリテール規制強化の動き等を受けて、国内のリテール決済のあり方に関する議論が活発化しつつある。政府のなかで、こうした議論を展開している中心的な存在がビジネス・イノベーション・雇用省(MBIE)である。同省は2016年10月に決済システムに関する報告書を公表し¹⁴⁷、ニュージーランドでは、カード加盟店契約会社(acquirer)がカード発行会社(issuer)に対して支払うインターチェンジ・フィーや、加盟店がカード加盟店契約会社に支払う加盟店手数料(merchant fee)が、英国やオーストラリアに比べて高いこと、デビット機能付きクレジットカードの普及拡大は、加盟店の負担増やEFTPOSのサービス縮小につながるおそれがあること¹⁴⁸、等を問題点として提起した。また、こうした問題点への対処策として、オーストラリア等で導入されているインターチェンジ・フィーの規制、新たな決済手段の導入に伴う経済的・制度的・技術的障壁の引き下げ、決済システムのガバナンス改善に向けた行動規範の作成、等を政府が検討することを提言した。

上述の報告書を踏まえ、2017年9月には、国民党政権下の商業・消費者問題大臣(Minister of Commerce and Consumer Affairs)のジャッキー・ディーン氏が、ニュージーランド国内の決済システムを管理するペイメンツNZ(PNZ)や主要銀行のCEOに対し、新たな決済手段のプラットフォーム構築や手数料の透明性向上に向けた自主的な対策を求める公開書簡を送付した¹⁴⁹。同書簡には、PNZに2018年4月までの回答を求める旨が明記されると同時に、PNZの回答が不十分と判断された場合には政府が加盟店手数料に関する規制の導入等を検討する可能性が示唆された。2017年10月に国民党から労働党へと政権が移行したことを受け、PNZは後任のクリス・ファーフォイ大臣に対策を回答することとなった。

2018年3月に商業・消費者問題大臣へ寄せられた、新たな決済手段のプラットフォーム構築に関するPNZの回答には、PNZが2015年から進めている戦略的構想「ペイメンツ・ダイレクション(Payments Direction)」の一環として、共有API(Application Programming Interface、銀行と電子決済等代行業者とが安全なデータ、アプリの連携を行い、双方の顧客に対して利便性の高いサービスを提供する仕組み)の構築に向けた2つのパイロット事業に着手したことや、決済システム上の取引処理を週5日体制から365日体制へと移行させる方針であることが示された¹⁵⁰。2018年3月から2019

¹⁴⁶ RBNZ “Reserve Bank perspective on payments” (2014年11月)

<https://www.rbnz.govt.nz/research-and-publications/speeches/2014/speech2014-11-10>

¹⁴⁷ MBIE “Retail payment systems in New Zealand – Issues Paper” (2016年10月)

<https://www.mbie.govt.nz/have-your-say/retail-payment-systems-issues-paper/>

¹⁴⁸ MBIEは、加盟店が手数料を伴わないエフトポス(EFTPOS)を好ましい決済手段と捉えていることや、同サービスを利用する消費者に不利益をもたらしかねないこと等を理由に、同サービスの縮小に対する懸念を示している。

¹⁴⁹ MBIE “Payment systems, open banking and consumer data”

<https://www.mbie.govt.nz/business-and-employment/business/competition-regulation-and-policy/payment-systems-open-banking-and-consumer-data/>

¹⁵⁰ PNZ “RE: MAKING SURE PAYMENTS ARE SIMPLE AND SECURE FOR

年 2 月まで実施されたパイロット事業には、3 つの銀行（ASB 銀行、ニュージーランド銀行、ウェストパック銀行）と、3 つのフィンテック関連企業（Datacom、Paymark、Trade Me）が参加した。同事業の結果を踏まえ、2019 年 5 月には口座情報の共有（Account Information）と電子決済等代行（Payment Initiation）に関する銀行業界全体の標準 API サービスの開発維持組織（PNZ API Centre）が稼働するに至っており¹⁵¹、今後も PNZ 主導で API のさらなる標準化や機能強化が進められる予定である。現在、キウィ銀行や豪資本の上位 4 銀行を中心に API プロバイダーとして登録されている¹⁵²。

このほか、手数料の透明性向上に関する PNZ の回答には、カード会社と交渉を重ねた結果として、マスターカードと Visa による 6 か月ごとのインターチェンジ・フィー水準の開示を実現させたことや、銀行による加盟店手数料の開示方法を検討中であることも記された。2020 年に政府はインターチェンジ・フィー規制に乗り出した。同年 12 月にディスカッションペーパーを発表し、2021 年 2 月 19 日まで意見を求めた¹⁵³。

前述したペイメンツ NZ（PNZ）から商業・消費者問題大臣への回答書には、今後、銀行業界が「ペイメンツ・ダイレクション」構想のもとで、「共有 API の構築」や「決済システムの 365 日体制への移行」以外の 4 つの重点項目¹⁵⁴についてもワーキング・グループを設ける等して対策を検討していく旨が記されている。

第 1 の項目は、業界横断的な口座特定サービス（proxy identifier）である。このサービスを使えば、支払先の口座番号を知らない場合も、携帯電話番号や e メールアドレスといった識別子を用いて、決済を行うことができる。こうしたサービスは、同一銀行内の取引では既に提供されている。ワーキング・グループは望ましい技術モデルの推奨と詳細な調査を完了しており、PNZ は、会員企業間の連携による同サービスの業界横断的な提供に向けて、今後、ワーキング・グループが選定したサービス・モデルの詳細な設計や実証を行うことを計画している。

第 2 の項目は、受取人起動で決済を行う「支払リクエスト（request to pay）」への対応である。PNZ は、支払人起動となる従来の振込とは異なるこの対応について、業界関係者やアドバイザー・グループの意見を踏まえた検討を行っていくとしている。

第 3 の項目は、決済システムのスピード・アップである。2018 年初めに着手されたこの項目への取り組みについては、ワーキング・グループによる検討事項のレビューが終了しており、具体策の実施に向けた準備が進められている。PNZ は、ニュージーランドの決済システムは既にスピーディかつ効率的であるものの、諸外国でリアルタイム決済の実現に向けた動きがみられるなかで、スピード・アップが重要であるとの見解を示している。

第 4 の項目は、金融通信メッセージの国際規格である ISO20022 への対応である。PNZ は当初、決済取引に豊富な情報を埋め込めるシステムへの移行が、より多くの情報を求める消費者のニーズにかなうため、ISO20022 への対応を検討項目に挙げていた。しかし、ワーキング・グループにおいて、上述したシステムへの移行手段は必ずしも ISO20022 対応だけとは限らないとの意見が出たことから、現在は幅広い選択肢を視野に入れたうえで情報提供型取引（informative transactions）のあり方に関する検討

KIWIS ”https://www.paymentsnz.co.nz/documents/206/Payments_NZ_Letter_to_Minister_of_Commerce_and_Consumer_Affairs_29_March_2018.pdf

¹⁵¹ PNZ “Payments NZ launches API Centre”

<https://www.paymentsnz.co.nz/resources/articles/payments-nz-launches-api-centre/>

¹⁵² <https://www.apicentre.paymentsnz.co.nz/standards/implementation/minimum-open-banking-implementation-plan/>

¹⁵³ <https://www.mbie.govt.nz/have-your-say/regulating-to-reduce-merchant-service-fees/>

¹⁵⁴ PNZ “Payments Direction”

<https://www.paymentsnz.co.nz/about-us/payments-direction/>

を進めている。

因みに、ISO20022 については、法人間や不動産取引等の決済に用いられる高額決済システム（High Value Settlement System）が対応済みであり、**2025 年 11 月までに完全移行する予定である**¹⁵⁵。

PNZ への公開書簡においてジャッキー・ディーン氏は、英国や EU での政府主導によるオープン・バンキングに向けた動きを指摘する一方で、ニュージーランドにおいてはオープン・バンキングに向けた決済システム等の改革が民間主導で進むことを期待する旨を示唆した。当時のクリス・ファーフォイ大臣（～2020 年 10 月）も、当面は民間レベルでの取り組みを見守る姿勢を示していた。

2022 年 5 月、リテール決済システム法（Retail Payment System Act 2022）が制定され、商務委員会にリテール決済システムの規制・監督権限が付与されることになった¹⁵⁶。同委員会は、まず、Mastercard および Visa のデビット/クレジットカードのネットワークについて手数料を精査し、2022 年 11 月に新たな手数料体系を導入すると発表した。**2023 年 11 月に Visa および Mastercard のインターチェンジ手数料に上限が適用されることとなり、2024 年 12 月には手数料をさらに引き下げる提案も**されている¹⁵⁷。

図表 19：インターチェンジ手数料の現行と上限案

カードの種類	支払方法	現在の上限	上限案
国内デビット	対面（接触型）	0.00%	変更なし
	対面（非接触型）	0.20%	変更なし
	オンライン	0.60%	0.40%
国内クレジット	対面	0.80%	0.20%
	オンライン	0.80%	0.40%
商業用クレジット	対面	規制なし	0.20%
	オンライン	規制なし	0.40%
国内プリペイド	対面・オンライン	規制なし	規制提案なし
外国発行カード	対面	規制なし	0.60%
	オンライン	規制なし	1.15%

（出所）https://www.comcom.govt.nz/__data/assets/pdf_file/0032/363848/Retail-Payment-System-Interchange-fee-regulation-for-Mastercard-and-Visa-networks-Draft-Decision-and-Reasons-Paper-18-December-2024.pdf

¹⁵⁵ Payments New Zealand、<https://www.paymentsnz.co.nz/our-work/our-payment-systems/high-value-clearing-system/>

¹⁵⁶ MBIE、<https://www.mbie.govt.nz/business-and-employment/business/competition-regulation-and-policy/retail-payment-systems/>

¹⁵⁷ https://www.comcom.govt.nz/__data/assets/pdf_file/0032/363848/Retail-Payment-System-Interchange-fee-regulation-for-Mastercard-and-Visa-networks-Draft-Decision-and-Reasons-Paper-18-December-2024.pdf

(5) 顧客データを活用したビジネス動向

オープン・バンキングでは、そのインフラのコアとなる API について PNZ の主導で標準化・機能強化が進められている。2019 年 5 月に設置された PNZ API Centre がその中核となっている¹⁵⁸。2023 年 5 月に、PNZ API Centre は同センターによるオープン・バンキング API の大手行による導入スケジュール「Minimum Open Banking Implementation Plan」を公表した¹⁵⁹。ANZ 銀行、ASB 銀行、ニュージーランド銀行及びウエストパック銀行の 4 行は API Centre が定める「Payment Initiation API 標準 v2.3」を実装する段階にあり、キウィ銀行も 2026 年 5 月までに同基準を導入する予定である¹⁶⁰。

また、銀行が保有する顧客の個人情報を第三者に提供することになるため、利用者が企業などに提供した自らの個人情報に関する権利を規定する必要があるが、これに関してはビジネス・イノベーション・雇用省（MBIE）が消費者データ権（Consumer Data Right, CDR）の導入を検討している。2020 年 8 月に CDR 導入のディスカッションペーパーを発表し、2020 年 10 月 19 日までパブリックコメントを募集した¹⁶¹。2023 年 6 月には「2023 年顧客及び製品データ法案（Customer and Product Data Bill）」を公表し、7 月 24 日までパブリックコンサルテーションを実施した¹⁶²。2024 年 5 月 15 日には国会に正式提出され、2024 年 7 月以降三次審議を経て、2025 年 3 月 28 日に法案が可決され、「Customer and Product Data Act 2025」が成立した¹⁶³。ANZ 銀行、ASB 銀行、ニュージーランド銀行及びウエストパック銀行の 4 行は 2025 年 12 月より、キウィ銀行も 2026 年 6 月より適用される予定である¹⁶⁴。

(6) リテール金融機関の顧客接点における DX

コロナ禍により対面サービスに代わって、インターネットやモバイルアプリを用いるデジタル・バンキングが選好される傾向が一段と強まった。IT リテラシーの低さからデジタル・バンキングへの移行を躊躇していた高齢者層でも、ロックダウンを契機に必要に迫られる形で移行が進んだ¹⁶⁵。これに伴い、支店数や ATM 設置台数の減少傾向は加速している。KPMG によると、2015 年に登録銀行の支店数は 1,113、ATM 設置台数は 2,552 であったが、2023 年には 2,000 台を割り込んだ（図表 20）¹⁶⁶。

¹⁵⁸ PNZ, <https://www.paymentsnz.co.nz/resources/articles/looking-ahead-open-banking-in-aotearoa-new-zealand/>

¹⁵⁹ PNZ, <https://www.apicentre.paymentsnz.co.nz/news/articles/open-banking-implementation-timeline-set-for-largest-banks/>

¹⁶⁰ API Centre <https://www.apicentre.paymentsnz.co.nz/news/articles/new-era-for-open-banking-as-we-launch-v23-payment-standard/>

¹⁶¹ MBIE “Consumer data right”, <https://www.mbie.govt.nz/business-and-employment/business/competition-regulation-and-policy/consumer-data-right/>

¹⁶² <https://www.mbie.govt.nz/about/news/mbie-opens-consultation-on-customer-and-product-data-bill/>

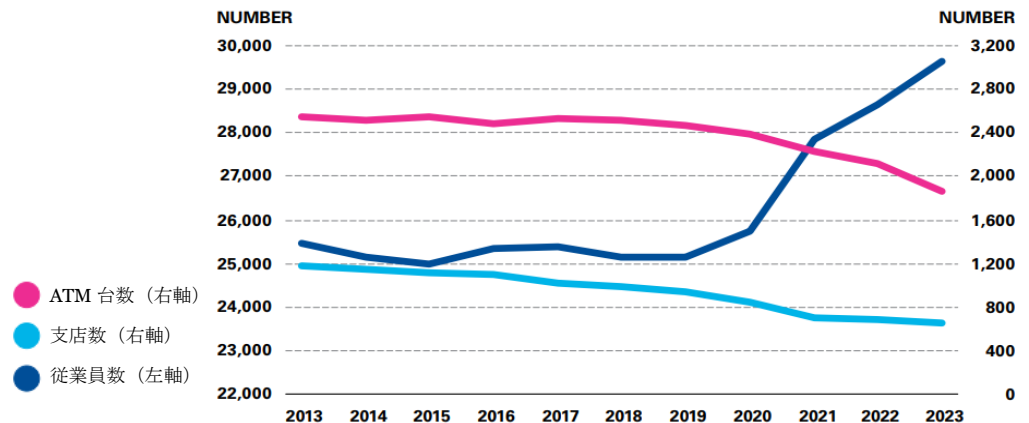
¹⁶³ <https://bills.parliament.nz/v/6/770a5f4e-2185-4f1f-1395-08dc75512299?Tab=history&lang=en>

¹⁶⁴ <https://www.minterellison.co.nz/insights/the-customer-and-product-data-act-comes-into-force>

¹⁶⁵ KPMG, “Financial Institutions Performance Survey, Banks-Review of 2020”, p11
<https://assets.kpmg/content/dam/kpmg/nz/pdf/2021/02/fips-banks-2020.pdf>

¹⁶⁶ KPMG <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/nz/pdf/2024/03/fips-2023-banks-review.pdf>

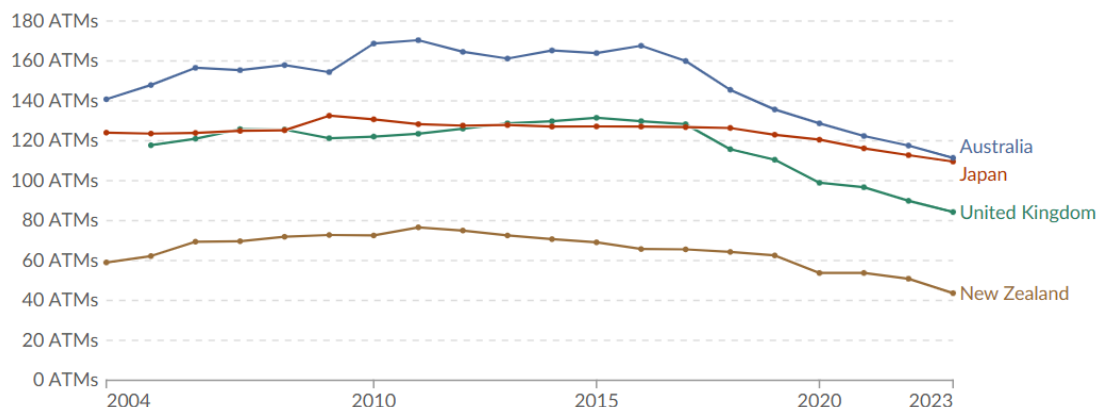
図表 20：登録銀行の従業員数と支店数・ATM 台数の推移



(出所) KPMG <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/nz/pdf/2024/03/fips-2023-banks-review.pdf>

世界銀行の統計によると、ニュージーランドの人口 10 万人あたりの ATM 数は 2011 年の 77 台をピークに 2023 年には 44 台まで減少しており、世界的に ATM の減少傾向がみられる (図表 21)。

図表 21：成人人口 10 万人あたりの ATM 数



(出所) Our World in Data <https://ourworldindata.org/grapher/automated-teller-machines-atms-per-100000-adults?tab=line&country=JPN~AUS~GBR~NZL&mapSelect=JPN~AUS~GBR~NZL>

2020 年 11 月には、ASB 銀行がパンデミックに伴いデジタル・バンキングやオンライン・バンキングを志向するトレンドがさらに強まったとして、最初のロックダウンの解除後に 9 支店の営業を再開しなかったのに続いて 2021 年 2 月に 23 支店を閉鎖するとともに、3 月より 13 支店の営業時間の短縮を行うと発表した¹⁶⁷。同行では、2020 年に 6 万人の顧客がデジタルやオンラインのサービスを使い始めたが、ひとたびそうしたセルフ・サービス・チャネルを使い始めると対面のチャネルに戻ることはなく、すでに顧客の 96%がセルフ・サービス・チャネルを利用しながら、個別のガイダンスやアドバイスを電話やビデオ、オンラインで入手するようになっていっている。これまでもセルフ・サービス・チャネルの充実に多額の投資を

¹⁶⁷ <https://www.nzherald.co.nz/business/asb-to-close-23-branches-and-reduce-the-opening-hours-of-another-13-branches/LYZ36FXKF2TV2DOYKGB2AT6JXM/>

行ってきたが、今後はさらに、顧客が時間や場所を選ばずに取引でき、専門的なガイダンスやアドバイスを利用できるように、サービスの提供の仕方を変えていかなければならないとしている。

続いてニュージーランド銀行も 2021 年 6 月までに合計 38 支店を閉鎖すると発表した¹⁶⁸。閉鎖の対象となる支店では、顧客のデジタル・バンキングへの需要が急増しているとともに、スタッフのリモートワークへの志向も強いとされている。支店でのサービスの提供は、スマート ATM¹⁶⁹やオンラインに移行するが、支店の果たす役割も重視しており、新規の支店開設も行われている。また、専門的なアドバイスの提供を充実させるべく、カスタマーセンターの開設を進めている。

AI の活用では、コンタクトセンターへの会話型 AI の導入などが進められている。2020 年 9 月には、IT ソリューション事業会社 Convai が、ウェストパック銀行やニュージーランド銀行、キウィ銀行などのコンタクトセンターに対して、より自然な自動会話と通話時間の短縮を実現するソリューションの提供を開始すると発表している¹⁷⁰。キウィ銀行・ABS 銀行・BNZ 銀行では AI チャットボットを活用しパーソナライズされた提案を行うなど、顧客満足度の向上と業務効率化を両立する AI 導入を進めている。

(7) デジタル通貨導入に向けた動き

① 暗号資産

ニュージーランドでは、自国通貨の通貨価値が相対的に安定していることもあり、当初は暗号資産の浸透は緩慢であったが、フィンテックのハブとして今では活発に取引されている。ニュージーランドを拠点とする暗号資産取引所に、Cryptopia (2014 年創設)、Swyftx (2017 年創設)、Independent Reserve (オーストラリアとニュージーランドを拠点、2013 年創設)、KiwiCoin (2014 年創設)、EasyCrypto (2019 年創設) などがある¹⁷¹。このうち Cryptopia は、2019 年 1 月にサイバー攻撃を受け、320 万米ドル相当の暗号資産がハッキングされ清算されるという事故があった¹⁷²。

内国歳入庁 (IRD) は、2019 年 8 月に、暗号資産での給与の支払について税務ガイドラインを発表した¹⁷³。同ガイドラインは 9 月 1 日から実施され、使用する暗号資産は、少なくとも一つの法定通貨にペッグしていることや、通常の支払い形式に直接転換できることが求められている。また、暗号資産は、定期的な固定給の支払いにのみ使用でき、フリーランスへの支払いは対象外となっている。暗号資産で給与を支払う企業は、PAYE (pay-as-you-earn : 源泉課税) スキームの下で所得税の控除を受けることができるとされている。

2020 年 9 月には、暗号資産への課税について新ガイダンスを発表した¹⁷⁴。新ガ

¹⁶⁸<https://www.nzherald.co.nz/business/bnz-to-close-38-branches-breaking-promise-not-to-close-regional-branches-until-2022/2S4HFQM2UAVFBURG65CNEQQVZ4/>

¹⁶⁹ デジタルトランスフォーメーションの一環として、“branch-in-a-box”をコンセプトに、従来の ATM による出入金や振替のみならず広範囲のサービスを 24 時間 365 日提供するとともに、リモート管理による運営コストの削減を目指すものである。ニュージーランド銀行のスマート ATM の利用には、ホームページによると EFTPOS カードまたはクレジットカードが必要とされるが、スマート ATM のコンセプトとしては生体認証による本人確認も可能である。画像相談システムの導入により、よりカスタマイズされたサービスの提供を実現している例もある。

¹⁷⁰ <https://channellife.co.nz/story/new-ai-speech-technology-for-contact-centres-lands-in-a-nz>

¹⁷¹ <https://www.buybitcoinworldwide.com/new-zealand/>

¹⁷² <https://cointelegraph.com/news/analysis-hackers-liquidated-32-million-in-tokens-from-cryptopia-hack>

¹⁷³ <https://www.ft.com/content/54dd4854-bd06-11e9-b350-dbood509634e>

¹⁷⁴ RNZ News “IRD issues new guidance on cryptoassets”、<https://www.rnz.co.nz/news/business/425520/ird-issues->

イダンスでは、暗号資産の収入と支出、資産価値の NZ ドル建てへの換算、記録として残すべき情報等が示されている¹⁷⁵。

② 中央銀行デジタル通貨

2020 年 10 月、ニュージーランド王立貨幣協会（The Royal Numismatic Society of New Zealand）の年次総会において、RBNZ のクリスチャン・ホークスピー副総裁は、ニュージーランドでは中央銀行デジタル通貨（Central Bank Digital Currency, CBDC）を発行する差し迫った計画はないと言及した¹⁷⁶。通貨や決済に関する技術革新は偏見なく受け入れ、CBDC の研究には積極的に取り組んでいるとしている。

RBNZ は CBDC について 4 段階からなる導入計画を策定している¹⁷⁷。それによると第 1 段階ではイシューペーパーの発行およびレビュー、第 2 段階では各デザインオプションのコストベネフィット分析を実施、第 3 段階では導入の可否を決定、そして第 4 段階で実施となっており、2021 年 9 月にイシューペーパーが発行され、そのレビューを受けて、2022 年より 2026 年までの予定で第 2 段階が進行中である。2024 年 4 月にパブリックコメントを公表し、CBDC 設計案に対する国民の意見を募集した。現金需要の減少を確認しながらも現金廃止を目指すものではなく、あくまでも現金を補完するものとして CBDC の導入を目指す¹⁷⁸。第 3 段階に進む際に、収拾した国民の意見を具体的な設計案に反映していくものとみられる。

(8) IT 人材の育成・活用状況

職業訓練制度では、デジタル化の進展に伴い労働者のスキル不足による失職が増大する¹⁷⁹との危機感の高まりを受け、2019 年に教育省（Ministry of Education）の主導により包括的な見直しに着手している¹⁸⁰。改革には、i) 地域ごとに労働開発協議会（Workforce Development Councils）を新設、地域ごとに企業の労働スキルニーズを把握しその変化への対応を検討、ii) 従来の地域単位の産業訓練機関 ITPs（Industry Training Organization、資格取得を伴う OJT を担う）を単一の国家機関 NZ Institute of Skills and Technology として統合し、OJT と Off-JT¹⁸¹を統合的に提供、iii) 教育と産業、研究との連携の強化を目的に、地域ごとに Centres of Vocational Excellence（Co Ves）を新設、iv) OJT と Off-JT に分かれていた補助金制度を統合等が盛り込まれている。NZ Institute of Skills and Technology は、Amazon Web Services と提携し、クラウドコンピューティングの入門スキル開発プログラム AWS re/Star や中級同プログ

new-guidance-on-cryptoassets

¹⁷⁵ 内国歳入庁 <https://www.ird.govt.nz/cryptoassets>

¹⁷⁶ <https://www.rbnz.govt.nz/research-and-publications/speeches/2020/speech2020-10-19>

¹⁷⁷ <https://www.rbnz.govt.nz/money-and-cash/future-of-money/cbdc>

¹⁷⁸ <https://www.rbnz.govt.nz/hub/news/2024/04/consultation-opens-on-a-digital-currency-for-new-zealand>

¹⁷⁹ 2018 年に、ニュージーランドでは、自動化される職業が全職業の 3 分の 1 に達する可能性があり、その場合には全雇用者の半数以上に再訓練が必要であるとする論文が発表されている。Nedelkoska, L. and Quinrini, G., 2018, “Automation, Skills use and training”, OECD Social, Employment and Migration Working Papers, No.202, https://www.oecd-ilibrary.org/employment/automation-skills-use-and-training_2e2f4eea-en

¹⁸⁰ 安井洋輔（2022）「産業ニーズを反映した職業訓練をニュージーランドの例に見るその具体像」『日本総研 Research Focus』 No.2022-044, <https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/13790.pdf>

¹⁸¹ 従来は、国立高等教育機関（Institute of Technology and Polytechnics）や民間教育訓練機関（Private Training Establishments）が提供。

ラム AWS re/Start Associate を導入するなどしている¹⁸²。

ニュージーランド銀行では、Lloyds Banking Group¹⁸³の英国での成功例に学び、同行との協力の下、中小企業や慈善団体、消費者のデジタル能力指標の開発・構築に着手している。政府当局や企業、コミュニティ等と協力を図りながら、それらの指標を活用して、デジタルスキルの需給見通しやデジタルスキル開発プログラムの成果の検証及び改善への寄与を目指している¹⁸⁴

(9) 生成 AI の活用状況

2022 年 9 月に、新たな「国家デジタル戦略（The Digital Strategy for Aotearoa）」が公表された¹⁸⁵。当該戦略においては AI について明記がないが、AI については、AI Forum of New Zealand（2017 年創設¹⁸⁶）の主催により 2021 年 5 月に開催された Aotearoa AI Summit において、ビジネス・イノベーション・雇用省（MBIE）が、国家 AI 戦略の策定に向け、基本理念を提示している¹⁸⁷。具体的には、ニュージーランドの独自性、人間中心主義と信頼性、AI 経済への投資、労働力の準備、世界における位置づけ、確固たる基礎の 6 項目である。2025 年 7 月には AI 国家戦略（New Zealand's Strategy for Artificial Intelligence: Investing with Confidence）¹⁸⁸と企業向けガイダンス¹⁸⁹を発表した。AI 国家戦略によると、2024 年の大企業の AI 活用は 67%と前年の 48%から大幅に増加している一方で、中小企業については 68%が AI 導入の予定がなく、企業規模による AI 活用のギャップが明らかとなった。ニュージーランドの経済成長・競争力・生産性を高めるために、民間企業が安心して AI に投資できる環境を整備し、国際的な AI 原則（OECD）に準拠した責任ある AI 導入を推進するものである。

ニュージーランド銀行は、2023 年 9 月に、生成 AI 機能を搭載した「Microsoft 365 Copilot」のアーリーアクセスプログラムの参加企業となったことが発表された¹⁹⁰。ニュージーランドからは同行のほか、エンジニアリング会社 Beca と電力エネルギー会社 Genesis Energy の 3 機関が参加する。

¹⁸² NZ Tech（2023）“Digital Skills for Tomorrow, Today” digitalnation.nz Report Series, P68,

https://nztech.org.nz/wp-content/uploads/sites/8/2023/08/NZTech-Digital-Skills-Report_final.pdf

¹⁸³ LloydsBanking Group では、2016 年以降、消費者及び中小企業について、UK Consumer Digital Index 及び UK Business Digital Index を公表している。<https://www.lloydsbank.com/banking-with-us/whats-happening/consumer-digital-index.html>、<https://www.lloydsbank.com/business/resource-centre/businessdigitalindex.html>

¹⁸⁴ Bank of New Zealand, Debrief dated May 2020, “Connected New Zealand : our digital path forward”, <https://blog.bnz.co.nz/wp-content/uploads/2020/05/Connected-New-Zealand-The-case-for-a-digital-New-Zealand-economy.pdf>

¹⁸⁵ <https://www.digital.govt.nz/dmsdocument/237~the-digital-strategy-for-aotearoa/html>

¹⁸⁶ <https://oecd.ai/en/dashboards/policy-initiatives/http:%2F%2Faipo.oecd.org%2F2021-data-policyInitiatives-15691>

¹⁸⁷ <https://aiforum.org.nz/2021/04/29/introducing-aotearoas-proposed-ai-cornerstones/>

¹⁸⁸ <https://www.mbie.govt.nz/assets/new-zealands-strategy-for-artificial-intelligence.pdf>

¹⁸⁹ <https://www.mbie.govt.nz/business-and-employment/business/support-for-business/responsible-ai-guidance-for-businesses>

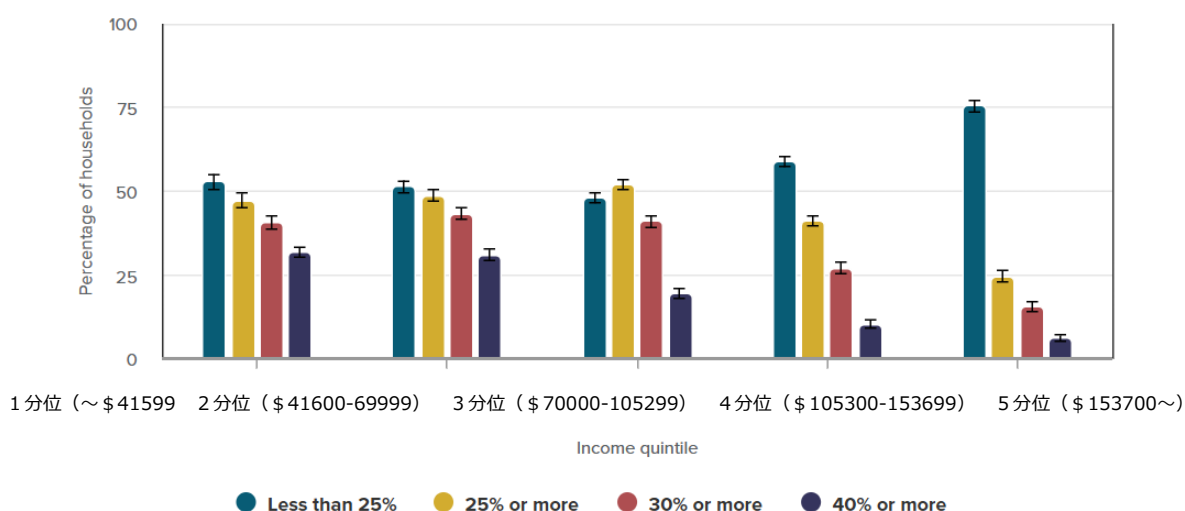
¹⁹⁰ Microsoft New Zealand News Centre, September 27 2023, “Microsoft brings AI productivity tools to New Zealand organizations with launch of Microsoft 365 Copilot Early Access Program”, <https://news.microsoft.com/en-nz/2023/09/27/microsoft-brings-ai-productivity-tools-to-new-zealand-organisations-with-launch-of-microsoft-365-copilot-early-access-program/>

2. 郵便局金融を含めた金融包摂

(1) 格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策

ニュージーランドでは、所得格差や子供の貧困、住宅不足が重要な課題となっている。家賃や住宅ローンの支払が低所得層に極めて深刻な打撃を与え、低・中所得世帯では住宅費が世帯収入の40%以上に近づくと、他の支出を賄うことが難しくなると指摘されている。世帯収入は前年比6.5%増加したものの、住宅ローン支払いは前年比8.7%増、家賃支出は9.0%増となるなど、可処分所得の22.20%（前年21.6%）を住宅費が占め、住宅費の負担が増えている。住宅費が収入の40%以上を占める世帯は、全世帯の19.7%（前年18.2%）であり、これを所得の5分位でみると、下位2分位で31.7%となる一方、上位5分位ではわずか6.0%である（図表22）。

図表 22：所得五分位別世帯の収入に占める住宅費の割合



（出所）<https://www.stats.govt.nz/information-releases/household-income-and-housing-cost-statistics-year-ended-june-2024/>

子供の貧困については、2024年に、等価可処分所得の中央値の50%以下の所得水準の世帯に属する子供が、住居費支出前では12.7%と、前年（12.0%）に比べて増加し、住居費支出後も17.7%と前年（15.4%）を上回った¹⁹¹。なお、「子供の貧困削減法（Child Poverty Reduction Act 2018）が制定された2018年以降一時改善傾向となったものの、2021年に設定された3年間の目標（3項目：上記2指標と物質的な困難性）は達成されなかった。人種的には、白人よりもマオリや南太平洋諸島系の子供、障害のある子供の方が貧困率は高い。

近年は積極的な移民の受入れで経済成長の維持を図ってきたが、その結果、インフラ整備の遅れや住宅不足および住宅価格・賃貸料が上昇した。これらの問題はコロナ禍でいっそう深刻化した。コロナ禍への対応としてとられた金融緩和と政策は不動産バブルをもたらし、富裕層が持ち家の増加や投資用賃貸物件の買い増しを活発化させる一方、初めての住宅購入者や低所得者層は、家の所有や賃貸入居がさらに困難となり、

¹⁹¹ Stats NZ, Child poverty statistics: Year ended June 2024, <https://www.stats.govt.nz/information-releases/child-poverty-statistics-year-ended-june-2024>

ホームレスが急増した¹⁹²。

格差と住宅の問題は、前労働党政権下で最重要課題とされ政権発足（2017年10月）後早々に、10年間で10万戸の住宅を建設するという住宅供給政策「Kiwi Build」¹⁹³が策定された。2019年5月には「Well-Bing Budget:幸福予算」¹⁹⁴の国家予算への組み込みが発表され、国民の精神的・社会的幸福を目指すとした。しかし、住宅供給政策は当初計画より大幅な遅れがみられ、幸福予算も国民の間に効果の実感はないようである。2023年6月に、IMFは、マクロ政策運営に関する4条協議において、住宅価格が高水準で一般市民には入手困難となっている状況に懸念を示し、低所得者向け公的住宅などの供給拡大を勧告している¹⁹⁵。2024年に新政権（National党とACT党の連立）は、KiwiBuildの廃止を公約に掲げ、代替政策として「Going for Housing Growth（住宅成長促進）」を提案した。地方自治体に新規住宅建設を促すためのインセンティブ基金を設け成果報酬型の設計となる。一方、労働党は「KiwiBuild 2.0」を掲げより柔軟な運営にシフトすることを目指す¹⁹⁶。

子供の貧困問題については、2019年8月に新戦略「Child and Youth Wellbeing Strategy」¹⁹⁷が策定され、その一環として小学校の給食の無償提供が開始されている。2025年2月から2歳～5歳の幼児教育の場においても拡大された¹⁹⁸。

(2) 金融包摂政策

金融包摂政策では、低所得者層を中心とする高金利債務者の問題に焦点が当てられている。2019年2月、社会開発省（Ministry of Social Development, MSD）、ビジネス・イノベーション・雇用省（MBIE）およびマオリ開発省（Te Puni Kōkiri, TPK）が、金融サービス事業者やコミュニティ・パートナーとのパートナーシップで、金融面の困難や債務問題に直面している人々の支援を目的に一連のワークショップを開催し、新戦略「The Safer Credit and Financial Inclusion Strategy」を策定した¹⁹⁹。高金利債務者には、マオリや南太平洋の人々、移民、片親世帯、障害者等が少なからず含まれている。

多くの低所得者層が、日々の生活のニーズを満たすために、負担しきれない持続不可能な高金利債務への依存を余儀なくされており、深刻な債務問題を抱えている。このため、i) 返済可能かつ適切な金融・非金融製品やサービス、支援へアクセスできるようにする、ii) 政府や金融サービス事業者、コミュニティ関係者が、包括的な製品、サービス、支援を提供するために協力する、iii) 脆弱な環境下にある顧客のニーズや利益を理解し、支援し、対応するような敏感で説明責任のある金融サービス・システムを目指すとしている。

銀行業界では、先述の通り複数行の協力により小コミュニティにおいて金融サービスを提供する Regional Banking Hub の試みを行っている。また、ニュージーランド銀

¹⁹² <https://jp.reuters.com/article/feature-nz-housing-crisis-idJPKBN2C6oXJ>

¹⁹³ <https://www.kiwibuild.govt.nz/>

¹⁹⁴ <https://www.treasury.govt.nz/publications/wellbeing-budget/wellbeing-budget-2019-html>

¹⁹⁵ IMF, Mission Concluding Statement, June 13, 2023, <https://www.imf.org/en/News/Articles/2023/06/13/new-zealand-staff-concluding-statement-of-the-2023-article-iv-mission>

¹⁹⁶ <https://www.hud.govt.nz/assets/Uploads/Documents/Going-for-Housing-Growth/Discussion-document/Summary-of-discussion-document.pdf>

¹⁹⁷ <https://childyouthwellbeing.govt.nz/resources/child-and-youth-wellbeing-strategy>

¹⁹⁸ <https://www.education.govt.nz/our-work/publications/corporate-documents/budget-2024#implementing-government-priorities-1>

¹⁹⁹ <https://www.msd.govt.nz/what-we-can-do/providers/building-financial-capability/safer-credit-and-financial-inclusion/index.html>

行協会（NZBA）は、小コミュニティ向けに金融助言サービス（Financial mentoring service）を提供している非営利団体 FinCap へ支援を行っている²⁰⁰。具体的には以下の 5 つの主要プロジェクトに年間 100 万 NZ ドルの資金を提供している²⁰¹。

- ① 銀行セクターとの連携：金融アドバイザーと銀行が協力し小コミュニティの人々が銀行サービスにアクセスできるよう支援
- ② 少数民族への支援：金融助言サービスをマウイや南太平洋諸島系にも展開し、経済的困難に陥っている人々へのサポートを行う
- ③ 日常生活：顧客の日々直面する家計問題や提供される金融サービスに対するアドバイザーの知識向上
- ④ 人材育成：アドバイザーの人材育成と研修
- ⑤ データ収集と研究：匿名化された顧客情報を収集して、アドバイザー介入による債務管理と支出行動の変化に関する研究

(3) 金融教育とデジタル包摂

金融包摂の障壁として、金融リテラシーとデジタルリテラシーの格差が指摘されている。

金融リテラシー向上については、2008 年より²⁰²国家金融能力戦略（National Strategy for Financial Capability）が策定されている。Te Ara Ahunga Ora（Retirement Commission）を中心に、政府機関、銀行、フィンテック、保険会社、地域団体など 1000 以上の組織が参加している。最新版の戦略の柱（2025-2027）は以下の通りであり、少数民族、女性、若者などの重点支援が明記されている。

- ① **Grow Money**（資産形成）：貯蓄・投資・債務削減を促進
- ② **Build Resilience**（レジリエンス強化）：保険や緊急時の備えを推進
- ③ **Lift Capability**（教育と訓練）：学校や職場での金融教育を強化
- ④ **Leverage Collective Impact**（協働による成果）：業界横断的な連携

また、2025 年より共通の評価指標である「Shared Impact Measures」を導入し、行動や意識の変化を追跡している他、金融能力向上への取組により実際にファイナンシャルウェルビーイングがどのように改善しているかをアンケート調査により測定し、その成果を共有することとした²⁰³。

デジタルリテラシー向上に関しては、2019 年・2020 年に Digital Inclusion Action Plans（行動計画）が策定され以下の 4 項目に焦点が当てられた。

- ① **Motivation** モチベーション：意欲と目的意識
- ② **Access**（アクセス）：インターネットやデバイスの物理的な利用可能性
- ③ **Skill**（スキル）：基本的なデジタル操作能力
- ④ **Trust**（信頼）：オンライン環境への安心感

Digital Inclusion Outcomes Framework により、政策の効果を定量的に測定している。2023 年までに実施された評価では、デジタル包摂が教育・雇用・金融アクセスに好影響を与えていることが確認された。

²⁰⁰ NZBA, <https://nzba.org.nz/nzba-and-fincap-ink-5-million-new-partnership/>

²⁰¹ NZBA, <https://nzba.org.nz/funding-partnership-supports-financial-mentors-and-their-clients/>

²⁰² 2008 年当初は「National Strategy for Financial Literacy（金融リテラシー国家戦略）」

²⁰³ <https://nationalstrategy.retirement.govt.nz/national-strategy/shared-measurement-tool>

2022 年以降は「Digital Strategy for Aotearoa (ニュージーランドのデジタル戦略)」の一部としてデジタル包摂が扱われている。戦略の 3 つのテーマは信頼・包摂・成長であり、このうちの「包摂」が相当する。デジタル包摂行動計画で掲げられた「アクセス・スキル・モチベーション・信頼」の 4 要素を引き継ぎ、より広い視点で展開されている。

(4) 金融包摂とソーシャルファイナンス

ニュージーランドにおけるソーシャルファイナンスの取組事例として、Nga Tangata Microfinance Trust (NTMT) が挙げられる²⁰⁴。NTMT は 2010 年に児童貧困対策グループ、ニュージーランドキリスト教社会サービス評議会、ニュージーランド家族予算サービス連盟 (NZFFBS) により設立された。借入資本はキウイ銀行が提供し、アドバイス・サポート・情報提供は 1982 年からオーストラリアで活動している Good Shepherd Microfinance (GSM) が行っている。NTMT は、ニュージーランドにいる全ての人々の経済的および社会的福祉を促進し、貧困の軽減により公平な社会構築の実現を視野に活動を行っている。目標の実現には安全・公平性を保ち、且つ返済可能性を持つプランによる融資を選択肢として提供している。

NTMT は低所得者の支援のために「Asset Building Loan」と「Debt Relief Loan」の二種類の無利息ローンを提供している²⁰⁵。「Asset Building Loan」は 3,000NZ ドルを上限とし、家庭における必需品を購入するための融資を行う。対象の品目はテレビや寝具などの家財道具から眼鏡や携帯電話の他、教育関連費用も含まれている。また、「Debt Relief Loan」は、債務整理を含む高金利債務者の救済を目的としており、上限額は 5,000NZ ドルとなっている。

家庭内暴力問題などに取り組む団体である Aviva は、キウイ銀行による借入資本の提供を受け、低所得者に対して無利息・手数料無料のローン商品 (No-Interest Loan Scheme, NILS) などを提供している²⁰⁶。このほか、ニュージーランド銀行 Bank of New Zealand が借入資本を提供し、2014 年から Good Shepherd NZ や社会開発省 (MSD) とのパートナーシップの下で低所得者層に提供される 7,000NZ ドルを上限とする融資期間最長 5 年の無利息融資 (Good Loan) がある。高金利借入の債務整理に関しては上限 15,000NZ ドルである²⁰⁷。

(5) 政策評価と方向性

2019 年 11 月にエイドリアン・オア RBNZ 総裁は「行動、文化、そして金融包摂 (Conduct, Culture, and Financial Inclusion)」と題するスピーチで、金融包摂については、キャッシュレス化と RBNZ の Te Ao Maori (Maori World) Strategy に言及している²⁰⁸。脆弱な環境下にある人ほどキャッシュへの依存が高いことを指摘し、デジタル化が急速に進む中でキャッシュの役割を将来的にどのように考えるか、キャッシュがなくなることはないにしても、政府がどのように関与するか、検討課題としている。

²⁰⁴ Nga Tangata Microfinance Trust
<https://www.healthpoint.co.nz/community-health-and-social-services/social/nga-tangata-microfinance-trust/>

²⁰⁵ Nga Tangata Microfinance Trust
<https://www.ngatangatamicrofinance.org.nz/getting-help/>

²⁰⁶ Aviva, Loan Services, <https://www.avivafamilies.org.nz/I-need-help/Loan-Services/>
<https://www.avivafamilies.org.nz/resources/file/picker/5de82568a01d7.pdf>

²⁰⁷ <https://goodshepherd.org.nz/get-support/our-services/loans/>

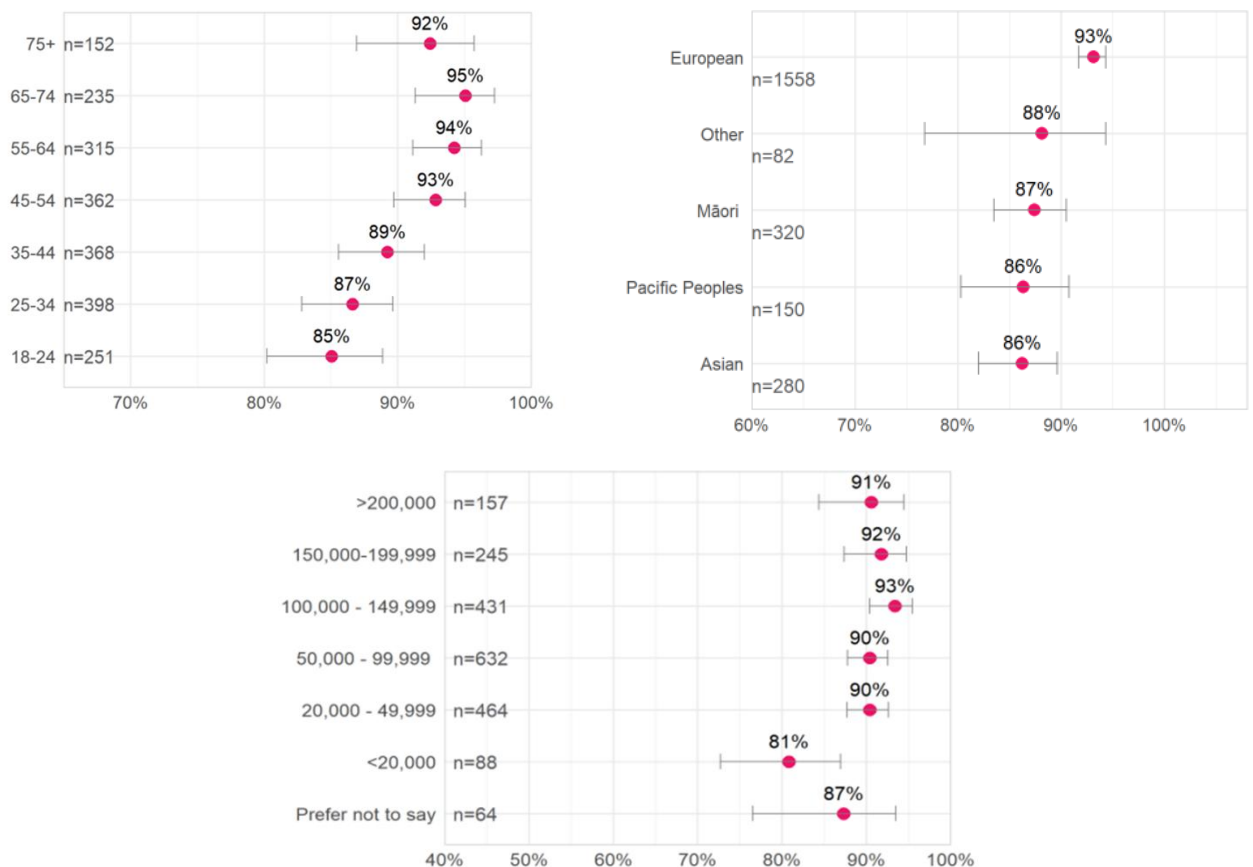
²⁰⁸ <https://www.rbnz.govt.nz/research-and-publications/speeches/2019/speech2019-11-29>

2018年に開始した Te Ao Maori 戦略は、マオリのビジネスや家計の金融安定性に影響を与える要因について考察を深めるというものである。2021年4月には、“Maori Financial Services Institutions and Arrangements”と題する報告書²⁰⁹が発表され、マオリの金融包摂の度がニュージーランド国民全体よりも低い理由として、iwi と呼ばれるマオリの社会単位がメンバーに提供している金融契約の存在が指摘されている。今後、金融包摂を一段と進める方向性として、金融サービス産業と iwi との効果的なコラボレーションに可能性があることを示唆している。

2023年9月に RBNZ は金融包括に関するアプローチの枠組みを公表した²¹⁰。コンセプトの定義付け、能力構築、指標の調査・報告体制の整備を行い、金融規制監督者当局評議会（CoFR）や官民金融機関、規制監督機関、iwi 等マオリの社会単位といった関係機関と協力し、包括的な金融システムの構築を目指すとしている。

2025年7月に初めて現金や銀行口座、クレジット商品へのアクセス状態についての金融包摂指標を公表した²¹¹。成人の97%が少なくとも1つの預金口座を持っているが、若年層・低所得・少数民族のアクセス性が低い。

図表 23：預金口座保有の割合（年齢・民族・所得別）



(出所) <https://www.rbnz.govt.nz/-/media/project/sites/rbnz/files/about/financial-inclusion/financial-inclusion-indicators-base-set-report.pdf>

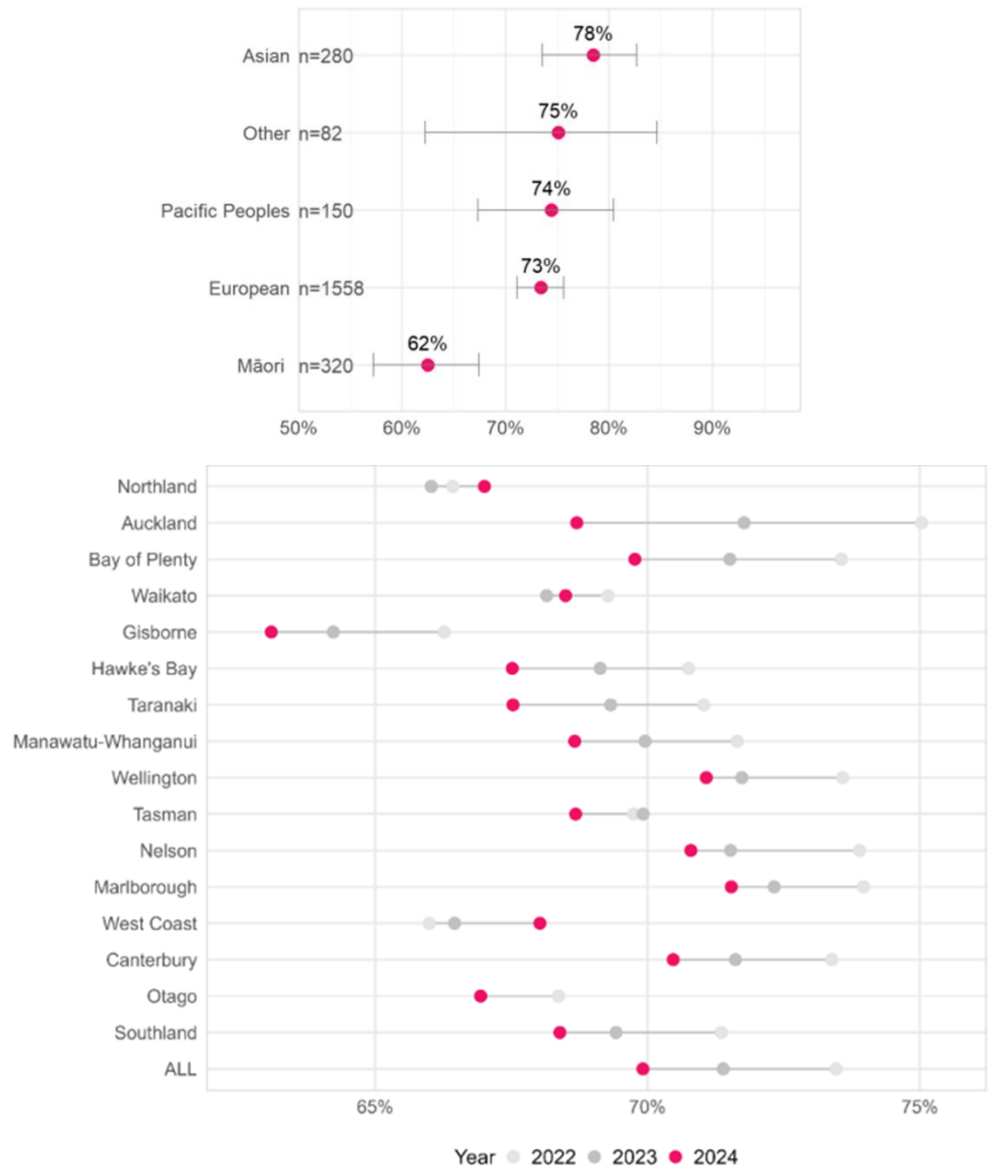
²⁰⁹ <https://www.rbnz.govt.nz/research-and-publications/analytical-notes/2021/an2021-04>

²¹⁰ <https://www.rbnz.govt.nz/hub/publications/financial-inclusion-report/2023/our-approach-to-financial-inclusion>

²¹¹ <https://www.rbnz.govt.nz/-/media/project/sites/rbnz/files/about/financial-inclusion/financial-inclusion-indicators-base-set-report.pdf>

また、成人の70%が少なくとも1つのクレジット商品（個人ローン、住宅ローン、クレジットカード、当座貸越、リバースモーゲージ）を持つが、民族別にはマオリが低く、地域間の格差もみられる。

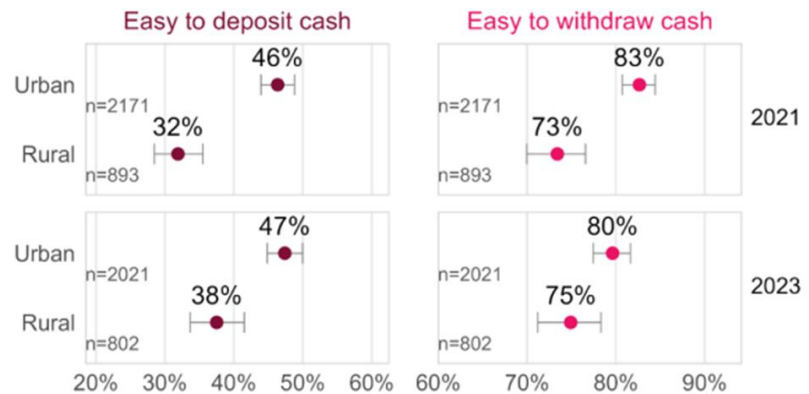
図表 34：クレジット商品保有の割合（年齢・民族・所得別）



（出所） <https://www.rbnz.govt.nz/-/media/project/sites/rbnz/files/about/financial-inclusion/financial-inclusion-indicators-base-set-report.pdf>

現金へのアクセシビリティについては、農村部では都市部よりも現金の預入・引き出しが困難ではあるが、改善傾向にはある。

図表 35：現金へのアクセス（都市部と農村部）



(出所) <https://www.rbnz.govt.nz/-/media/project/sites/rbnz/files/about/financial-inclusion/financial-inclusion-indicators-base-set-report.pdf>

(6) 高齢化と金融包摂

ニュージーランド銀行協会（NZBA）の主導により、顧客との良好な関係を維持する上での行員の最低限の実践基準として全加盟行が遵守に合意した銀行業務実践規範“Code of Banking Practice”が定められている。2019 年の見直しでは、高齢者及び障害者のニーズに対応するためのガイドラインが定められ、2020 年 1 月以降、遵守が求められるようになっている²¹²。

コロナ禍で多数の高齢者がデジタル・バンキングを始めるようになったことは先述のとおりであるが、それに対応すべく各行では高齢者専用の電話相談窓口も設けられた²¹³。

²¹² <https://www.nzba.org.nz/consumer-information/code-banking-practice/older-and-disabled-customer-guidelines/>

²¹³ KPMG, “Financial Institutions Performance Survey, Banks-Review of 2020”, p60
<https://assets.kpmg/content/dam/kpmg/nz/pdf/2021/02/fips-banks-2020.pdf>

< 出所資料一覧 >

【中央銀行・監督官庁・協会等ウェブサイト】

- ・ ニューージーランド準備銀行 <https://www.rbnz.govt.nz/>
- ・ ニューージーランド金融市場庁 <https://www.fma.govt.nz/>
- ・ ニューージーランド内国税務局 <https://www.ird.govt.nz/>
- ・ ニューージーランド財務省 <https://www.treasury.govt.nz/>
- ・ ニューージーランドビジネス・イノベーション・雇用省 <https://www.mbie.govt.nz/>
- ・ ペイメンツ NZ <https://www.paymentsnz.co.nz/>

【郵便公社等 HP】

- ・ ニューージーランド郵便 <https://www.nzpost.co.nz/>
- ・ キウイ銀行 <https://www.kiwibank.co.nz/>

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- ・ IMF, “New Zealand : 2014 Article IV Consultation – Staff Report; Press Release,” June 2014.

【論文・雑誌・業界紙】

- ・ 家森信善(2013)、「ニューージーランド・キウイ銀行の現状」、『経済科学』、第 60 巻第 4 号。
- ・ 家森信善・西垣鳴人(2009)、「ニューージーランドの郵政民営化：「失敗」についての検証」、『会計検査研究』、No. 40。
- ・ 西垣鳴人(2002)、「ニューージーランド郵貯の消滅と復活の実像をめぐって」、『岡山大学経済学会雑誌』、34 (3)。
- ・ University of Cambridge, Tsinghua University, The University of Sidney & KPMG “Harnessing Potential The Asia-Pacific Alternative Finance Benchmarking Report”